

令和5年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年12月13日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第61号 中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例の制定について
- 第 9 議案第62号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第63号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第64号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第65号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第66号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第67号 中頓別町介護老人福祉施設の設置及び管理等に関する条例の制定について
- 第15 議案第68号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第69号 中頓別町水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第17 議案第70号 中頓別町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第18 議案第71号 中頓別町下水道事業特別会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第19 議案第72号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算
- 第20 議案第73号 令和5年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第21 議案第74号 令和5年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算

- 第22 議案第75号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
 第23 議案第76号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
 第24 議案第77号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
 第25 議案第78号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正
 予算
 第26 発委第 2号 議会改革特別委員会設置に関する決議（案）
 第27 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 蓮尾純一君 | 2番 吉田智一君 |
| 3番 高橋憲一君 | 4番 長谷川克弘君 |
| 5番 宮崎泰宗君 | 6番 細谷久雄君 |
| 7番 西浦岩雄君 | 8番 星川三喜男君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------------------|-------|
| 町長 | 小林生吉君 |
| 副町長 | 遠藤義一君 |
| 教育長 | 相座豊君 |
| 総務課総務・行革
担当課長 | 永田剛君 |
| 総務課防災・行政
デジタル化担当課長 | 市本功一君 |
| 総務課参事 | 小林嘉仁君 |
| 総務課住民担当課長 | 石川章人君 |
| 政策経営課長 | 笹原等君 |
| 政策経営課
まちづくり担当課長 | 野田繁実君 |
| 産業課長 | 平中敏志君 |
| 産業課商工労働・
観光まちづくり
担当課長 | 矢部智彦君 |
| 産業課林務・基盤
整備担当課長 | 西川明文君 |
| 農業委員会会長 | 姉齒義宣君 |
| 産業課参事兼
農業委員会事務局長 | 北村哲也君 |

建設課長	北村正樹君
建設課上下水道 担当課長	後藤晃昭君
保健福祉課長	土屋順一君
保健福祉課 保健担当課長	相馬正志君
保健福祉課参事	齋藤康浩君
教育次長	小林美幸君
国保病院事務長	西村智広君
会計管理者	長尾享君
認定こども園園長兼 新しい学校づくり 推進室長	大島朗君
自動車学校長	工藤正勝君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	今野真二君
議会事務局書記	田辺めぐみ君

◎議長の挨拶

○議長（星川三喜男君） 皆様、おはようございます。また、議員各位におかれましては、令和5年第4回定例会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（星川三喜男君） 定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星川三喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、長谷川さん、5番、宮崎さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

宮崎さん。

○議会運営委員長（宮崎泰宗君） それでは、私のほうから議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会報告。

本委員会は、第4回中頓別町議会定例会の会期日程等議会の運営に関する事項に関し、12月1日に委員会を開催したので、その内容を報告いたします。

1点目として、本定例会の会期については、本日12月13日から12月15日までの3日間とする。

2点目、本日の議事日程については、日程第1号のとおりである。

3点目、一般質問について、通告期限内に通告したのは4議員である。一部重複する可能性があるため、後から質問する議員は答弁の重複が生じないように注意願いたい。

4点目、町長提出議案の取扱いについて、全議案本会議で審議する。

5点目、特別委員会について、議会活性化の調査研究を行うため、議会改革特別委員会の設置決議を本会議で審議する。

6点目、閉会中の郵送陳情等の取扱いについて、全議員に写しを配付する措置を取り、

議長預かりとした。

7点目、本日の会議の冒頭から一般質問終了時まで役場町民ホール及び町民センターに設置されたテレビに配信する。

以上で議会運営委員会報告を終わります。

○議長（星川三喜男君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（星川三喜男君） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日12月13日から12月15日までの3日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日12月13日から12月15日までの3日間とすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（星川三喜男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長一般報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、御覧の上、ご了承願います。

続きまして、所管事務調査報告は、いきいきふるさと常任委員会委員長からいただきます。

長谷川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（長谷川克弘君） おはようございます。お手元に配付されています報告書を御覧ください。紙面の朗読をもって報告とさせていただきます。

令和5年12月11日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、長谷川克弘。

所管事務調査報告書。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、（1）、老人ホーム長寿園の町移管について、（2）、水道事業及び下水道事業特別会計の企業会計移行について、（3）、中頓別学園に対する町民アンケート結果について、（4）、町内工事視察、こども園園庭。

2、調査の方法、資料による説明聴取及び現地視察。

3、調査の期間、令和5年11月27日。

4、場所、議場、こども園。

5、調査の結果、本委員会は、9月15日、令和5年第3回定例会で議決された継続調査として所管事務のうち緊急を要する事項の調査を行った結果、次のとおり意見の集約を

みた。

6、調査意見、(1)、老人ホーム長寿園の町移管について、町移管するにあたり町民への周知を徹底し、健全な経営を常に模索することを求める。また、既に移管済みのサービスの現状についても情報提供を求める。

(2)、企業会計を導入するメリットを最大限活かし、住民サービス向上に役立つ仕組みを構築することを望む。

(3)、中頓別学園の町民アンケートの回収率は、議会としては低いと思われる。原因は様々な理由が考えられるが、現状では説明が不足していると考えるので、住民の関心を高める努力を引き続き望む。また、既存施設の利活用についても早急に検討することを求める。

以上、報告します。

○議長（星川三喜男君） これにて諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（星川三喜男君） 日程第5、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。定例会に当たりまして、議員全員のご出席を賜りましたことに対して心からお礼を申し上げたいと思います。私のほうから2点ほど行政報告をさせていただきたいと思います。

1点目は、特定環境保全公共下水道事業における財政融資資金地方資金貸付先普通実地監査の結果についてであります。令和5年10月17日から18日に実施された財政融資資金地方資金貸付先普通実地監査において特定環境保全公共下水道事業の経営状況の確認があり、将来にわたり財務の健全性を確保する観点から経営状況等留意すべき事項について監査を受けました。損益面については、営業収益で営業費用を賄うことができず、営業損益は赤字が継続し、一般会計からの繰入れにより営業外損益は黒字になっているものの、営業損益から営業外損益を差し引いた経常損益は赤字が継続する見通しとなることから、維持管理費用の縮減、下水道使用料金の改定を検討する等収益確保・収納強化に向けての取り組みが必要となりますが、区域内人口の減少に伴う有収水量の減少により下水道使用料は減少推移し、赤字補填分を含む一般会計からの繰入れによる事業運営を継続する見通しとなります。今後においては費用縮減等の取組みのほか、一般会計からの繰入れや使用料水準の在り方の検討を通じて独立採算の原則をより意識した経営に努めるよう監査結果を受けましたので、報告したいと思います。

2点目は、町立歯科診療所に関する状況であります。中頓別町立歯科診療所につきましては、前木村一俊歯科医師の委託契約解除の申し出により令和5年4月1日より休診となっておりますが、千歳市のやよい歯科クリニックの村田勝幸歯科医師からの申し出があ

り、7月23日より毎月2回程度の週末のみではありましたが、応援診療をしていただくこととなっていました。その間も常勤医の募集を続けたところ3名の歯科医師から応募があり、直接面談を行い選定を行いました。面談の結果、枝幸町のオホーツク歯科クリニックの院長であった西岡秀之歯科医師に決定をいたしました。西岡氏は現在55歳で、東日本学園、現北海道医療大学を平成4年に卒業され、同年札幌医科大学口腔外科に入局、平成5年の大阪小室歯科阿倍野歯科診療所勤務を経て、ハロー歯科クリニックにて6年、ケン歯科クリニックで8年、直近では枝幸町オホーツク歯科クリニックで9年間院長として勤務され、宗谷管内の歯科医療を担って来られた方であります。「自分の力が役立つのであれば、中頓別を自分の最後のキャリアの地と考えている。力の続く限り中頓別町の歯科診療、歯科保健を支えていきたい」というふうに話していただいているところであります。当町の歯科診療所にて診療にあたって頂くことになります。診療開始は年明けの1月5日を予定しているところであります。

以上2点報告をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） ただいまの行政報告について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認めます。

これにて行政報告は終了しました。

◎一般質問

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第6、一般質問を行います。

本定例会では4名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

受付番号1番、議席番号6番、細谷さん。

○6番（細谷久雄君） 皆さん、おはようございます。受付番号1番、議席番号6番、細谷でございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い1点、携帯電話の不通地域の解消についてご質問をさせていただきます。私の声がちょっと大きい、大きいといつもお母さんに怒られているのですけれども、この頃65歳になってちょっと、銃をやっていたからか知らないけれども、耳があんまり聞こえなくなってきましたので、ご答弁の際は大きい声でゆっくりお話しいただければ助かります。

それでは、質問事項に参りたいと思います。現代社会の生活環境は、昭和、平成、令和に移り変わるにつれて仕事環境や日常生活に携帯電話が必需品となっています。しかしながら、本町の一部地域において携帯電話の圏外の場所が現在も存在しております。その中で災害時の緊急連絡や万が一の交通事故、工事現場での労働災害が発生した際、緊急要請など電話が繋がらないため人命救助に支障をもたらす懸念があります。助かる命が助からないというようなことの事態を避けるためにも、どこの地域でも携帯電話がつながる地域をつくる、これが地域の安全、安心、あるいは活性化につながると思います。そこで、

町として携帯電話の不通地域の解消にどのように取り組んでおられるのか町長にお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 小林町長。

○町長（小林生吉君） 細谷議員の携帯電話の不通地域の解消についてのご質問にお答えしたいと思います。

携帯電話の不感地帯が町内においても存在していることは認識しており、毎年度総務省が実施する携帯電話のエリア化整備事業要望調査において町としては携帯電話事業者による整備の実施を要望しているところですが、基地局施設の整備には多額の投資が必要となり、採算性の問題から事業の実施は難しい状況にあります。また、町が主体となって実施する場合においてもイニシャルやランニングのコストを考慮すると難しいものがあるため、不感地帯の解消に向けた具体的な取組ができていないのが実態であります。しかしながら、国道や道道における不感地帯も存在しており、ご指摘のような交通事故や緊急時などで連絡ができないことは憂慮すべき問題であることから、北海道や全国過疎地域連盟などの関係団体を通じて不感地帯解消に向けた要望活動を引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、ただいまのご答弁を伺いまして再質問させていただきます。

まず、1つ目、携帯電話の不感地域が町内においても存在していることは認識しているようですが、町として不感地域の状況についてどのように把握されているのかお伺いします。私がネットでドコモとソフトバンクとa uの携帯電話事業者の中頓別町においての不感地域を調べたら、山林を除いた場所以外に一番重要なところ、私もパトロールをやっているのですけれども、神崎の牧場のところから上頓別の国道へ抜ける500メートルぐらいの間、この間が携帯電話のつながらないところでした。これはドコモ、ソフトバンク、ただしa uはちょっと違うのです。a uは知駒が聞こえる圏域だけれども、それともう一つ、道北協同操業のところから津川さんのところ、これ電波が通じているのです。今これあるのですけれども、個人的にやっても私はこれ不思議だなと思ったのです。電波が通じるようになってきているのです。これは個人でやっているのかどうか、私もその辺は分からないもので、行政で分かるところがあればお願いしたいなと思っていました。

それと、2つ目として、今まで町民や農業関係者から携帯電話の不通地域の基地的施設の整備に関する要請はなかったのか、また町として今まで携帯電話事業者に対してどのような形で整備の要請を要望してきたのか、その点分かる範囲で全て教えてほしいと思います。

3点目、町が主体となって実施する場合においてもイニシャルやランニングコストを考慮すると難しいものがあるため、不感地域の解消に向けた具体的な取組ができないのが実態であるのご答弁をいただきましたが、利便性の高い携帯電話は、今は若者ではなく、最

近では高齢者にも普及している。携帯電話の基地局には多額の投資がかかるからとされますが、半径1キロメートル範囲とする簡易無線局と言われるものは国、道の補助を取り入れれば負担が少なく、整備が可能ということも聞いたのですが、こうした事業を活用し、不通エリアの解消に取り組む考えがないのかお伺いいたします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 私のところで分かる範囲でお答えをして、後で担当課長から補足をしてもらいたいというふうに思います。

まず、不感地帯の把握については、先ほど細谷議員がおっしゃったようにネットでも分布化されていて、その中でどういうところが不感地帯になっているかというところについては同様に把握しております。重要な道路のエリアだけではなくて面的に不感になっている、携帯が繋がらないところも含めての把握ということについてはしてきているところがあります。あと、携帯の鉄塔が建っても、建ったときにはつながっていたはずのエリアでも世代が新しくなっていくと届く距離が変わっていったりとかというようなこともあってつながらなくなったりする場合もあるのかなというふうには思います。

また、最大の問題としては携帯、今4社ですか、もともとあった3社も3社共同でアンテナを立てるとかということがどうしてもできない、私もまだ若い頃にそういった対応をしたことはあるのですが、こういう過疎地域にあっても1つの塔に3社の基地を載せるということではできないというようなこと、逆にある程度距離を離さないともいたいな、何かそういうこともあってなかなか、ある携帯はつながるけれども、ほかのキャリアはつながらないとかという実態もあつたりするので、そこは非常に悩ましいところなのかなというふうに思います。あわせて、先ほどこれまでの要望活動ということと言うと、携帯電話が普及した頃から何度もNTTとか、そういったところに基地局の設置の要請とかをしてきて今に至っている。ただ、なかなかこれ以上の設置ということには今動きが取れていないというのが現状というふうに思っています。それであれば、あとは町がやるかということになるわけですが、不感地帯に関する簡易局というか、町独自でそういう基地を建てると、この法式だと多分携帯の全社を載せることは可能なのかなというふうには思いますけれども、ただ国、道の補助についてはどこか1社でも通じるところは不感地帯と捉えないというようなところで全社通じないところを基本にするというような補助制度になっているかなというふうに思います。

ここ数年の中で宗谷の総合開発期成会の中でも不感地帯解消の問題については複数の首長の中からも早期解消に向けての活動を起こせないかというようなことも議論になっているところでもありますので、そういったことも含めて今後積極的にこの問題の解消に向かって解決策を見いだす努力をしていきたいというふうに考えているところです。

○議長（星川三喜男君） 笹原政策経営課長。

○政策経営課長（笹原 等君） 今の答弁の中でなかった部分について私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、町民の方とか農業者の方から今まで要望等はなかった

のかというようなお話がございましたけれども、私のほうで担当している中でこういった形の要請を受けたというのは、先ほど議員からお話のありました神崎のところの事業所から携帯電話のつながりがよくないということの相談を受けまして、それに対して携帯電話事業者のほうとつなげてやり取りはしていただいたという経緯があります。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは、再々質問させていただきます。

これから私は8年前の滝上町の交通事故のお話をいたします。ご答弁は小林町長に率直なお気持ちをお聞きしたいと思います。これは8年前の交通事故で、北海道滝上町の国道で2015年11月13日、男性が車にはねられ死亡した事故で、救急車の出動が119番から約40分遅れたことが紋別地区消防組合消防署への取材で分かった。同消防署は、約5分前に同じ場所で物損事故があったことなどから情報が錯綜したと説明している。出動の出遅れと死亡の関係は不明といいます。

13日午後3時50分頃、石狩市の会社員、千葉さん、55歳が乗用車にはねられました。現場では同45分頃、別の乗用車が路外に逸脱する物損事故があり、車で通りかかった千葉さんが状況を確認しようと車外に出たところをはねられました。同消防署によると、男性の声で午後4時頃救急ですと119番通報があった。携帯電話の電波が悪く、現場の詳しい位置や状況は聞き取れなかったそうです。同6分に女性の声で、携帯電話の電波が悪かったが、119番があり、場所はほぼ特定できたそうです。だが、消防署滝上支署が道警紋別署に照会したところ、紋別署がこの時点で把握していたのは最初の物損事故だけで、単独事故、けが人なしとの連絡を受けたため、救急車は出動なしと判断いたしました。救急車が来ないため、この女性が同41分、電波状況の悪いながら再び119番、同じ頃紋別署から消防署にけが人がいる模様との情報が入り、救急車2台を出動させた。現場に到着したのは同5時8分。同35分、病院に着いたが、千葉さんは胸を強く打っており、死亡が確認された。同消防署の署長は、最初の2件の電波状況の悪い状況下で通報があった時点でけが人がいると想定し、救急車を出動させるべきだったとミスを認めているそうです。

私はこの交通事故の情報をネットで知って、もしこの区域に携帯電話の不通区間がなければ救急車の出動も遅れることなく、死亡の関係は不明になっているが、何%かの確率で助かったかもしれません。交通事故はいつ起きるか分からないし、誰にでも起こり得る身近な事故です。特に旧天北線辺りから上頓別の国道は275より若干距離が短いので車の通りも少ないし、スピードが出ている車も見受けられます。事故を起こしてしまった場合、冷静に適切な初期対応を取るの大切ですが、突然の事故で慌ててしまい、パニック状態になるのは普通だと私は思います。交通事故を起こしたときに早急にやらなければならないけが人の救護、警察等への連絡、つながる電波があれば早急に対応できますし、命も助かる可能性もあります。携帯電話の施設整備に多額のお金がかかるというようですが、命はお金では買えるものではないと私は確信しております。町長のお気持ちをお伺いいたし

ます。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 町内でもごく最近でありましたけれども、交通事故があった際に、その地点が電波のつながりがよくなかったという中で、少し移動したら辛うじてそこでつながったということで救急の対応が取れたというようなことがございました。もともとを言えば携帯が普及するまではほとんどが電話の通じないところであったわけでありすけれども、今こうして社会のインフラとして携帯電話のネットワークというのが構築されている中で、その持っている力の一つがそういう緊急時における早期の連絡を可能にするという機能なのだというふうに思っています。無限に設備投資できるということではありませんけれども、今議員がおっしゃったような不幸な事例が生じないための社会のインフラを整えていくということは私たちにとって重要な責務であるというふうに認識しております。全てを解消するということには本当に厳しい道のりというふうに認識しておりますけれども、できる範囲の最大限の不感地帯の解消といったようなことに向かったの努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 細谷さん。

○6番（細谷久雄君） それでは最後に、ご答弁は要りませんが、広域分散というほかの都府県にない事例を抱える北海道におきましては、交通手段として車に頼らざるを得ないという事情があります。また、道内各地を移動する中で、不感地域を避けて別の道を通るといってもなかなかできません。このような不感地域を放置したままでは滝上町と同様な事故が起きてしまう可能性は否定できません。北海道における不感地域の存在、これは単なる不便を超えて人の命を危機にさらすこともあるものと考えます。採算的等いろいろな問題もありますが、中頓別町の方々の安全、安心な生活の確保のためにもスピード感を持って解決すべく取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星川三喜男君） これで細谷さんの一般質問は終了しました。

引き続き、受付番号2番、議席番号3番、高橋さん。

○3番（高橋憲一君） それでは、受付番号2番、高橋が質問させていただきます。2点お伺いしたいと思います。

1点目は、町政への住民参加についてということで、近年の町政運営の中で住民参加が形骸化しているように思います。第8期総合計画における住民参加の在り方を見てもリーダー的な役割というのは町外の委託業者であり、住民は単なるお客様扱いのように感じられました。その結果住民自らの問題として考える機会の喪失につながり、ひいてはそれが町政に対する住民の関心の低さにつながっているように思われます。いわゆる人任せの気風が醸成される機会を行政自らがつくり出していないか検証する必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 高橋議員の町政への住民参加についてのご質問にお答えしたいと思います。

町の諸計画の策定や事業実施に際しましては町民の皆様より多大なご協力をいただいております。まちづくりを検討する基本的な考え方としましては町民参加で進めていくこととしています。とりわけ第8期総合計画策定においては若手職員をファシリテーターとして養成し、行政と町民とをつなぐ役割を担い、協働により意見交換や試行を重ね、町民一人一人がこれからの生き方をデザインし、実践できる未来の学びの場づくりとして町民ワークショップを行ってきました。その活動目標として創出されたのが町民アイデア7つのアクションです。令和4年度から本格的にスタートし、総合計画策定段階に関わっていただいた町民メンバーを中心に、実践のため年度初期にチーム別の活動目標を掲げるほか、実施するプログラム、例えばヤマメ釣り町民体験会、チーム間のコラボ活動、しごとBar等々の企画段階から様々なアイデアが出され、工夫を重ねながら実践をしていただいているところであります。その活動に新たな関心を持っていただいた町民には新しいメンバーとして加わっていただくなど、緩やかではありますが、活動の輪が広がっているというふう考えております。これらの活動内容につきましては、毎回の活動を広報紙掲載、SNSを活用して随時情報発信を行っております。

このチーム活動に当たっては、所管する政策経営課の担当者、活動コーディネーターが事務局として担い、そこに委託業者にも関わっていただき、町民メンバーから発案のあった内容を形にするためのサポートを行っております。さらに町民参加をいただいている取組を挙げると、今夏で8年目となるライドシェアはとて大きく支えられており、毎月交通グループ会議を行っていただき、課題解決など有効的な運用を検討していただいております。このほかに例示をすると地域生活サポート、新しい学校づくり、醸造用ブドウ栽培、健康づくり活動などといったことも町民参加にて支えられているというふう考えております。今後もより多くの町民の皆様が町政に参加していただけるようさらに進めてまいりたいというふう考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） それでは、1点だけ再質問させていただきますけれども、様々な計画を立てるに当たって、特に総合計画等、それ以外、学校づくりであるとか、ほかに例えば防災の計画であるとか、もしくは観光事業であるとか、産業関係もそうでしょうけれども、そういった事業について委託業者に任せきりにしていないかという少し懸念があります。当然委託業者に任せると多額の費用もかかるわけですが、むしろその部分について住民が主体的になった組織づくりとか、そういったものを進めるべきではないか。自分たちの暮らしや仕事、生活の部分について自分たちで考えるという、そういうトレーニングというか、習慣をつけるというのが必要なのではないかというふうに思います。そういったことについて町長はどのようなふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 計画策定等における業務の委託については、かねてからそういったところを職員自ら町民と一緒にあって取り組むべきだというご意見を議会の中でもいただけてきています。私自身も自分の経験の中で業者の方に委託することなく総合計画をつくってきたりとかというような経験もしてきています。それが一つの理想型でもあるというふうには思いますけれども、一方で外部の知見を有効に活用するというのもあっていいというふうには思います。

議員がおっしゃる趣旨は、主体性をしっかり住民サイドあるいは担当者が担わなくてはという趣旨というふうには受け止めておりまして、まさにその点についてはおっしゃるとおりだというふうに思います。いろんなことを業者の方と力を借りながら進めたとしても、それがしっかりノウハウとして職員や住民の中に残っていくということを通じて、これからのまちづくりがより外部の力を借りなくても展開できるような方向に向かっていくということが理想であるというふうに思います。ただ、今のことを理想としつつでありますけれども、どうしても計画づくりとかいろんなプロジェクトを進めていくときには一定の大きな仕事の負荷がかかるということも現実としてありますので、それを職員の中の人事異動とかで、その時期だけ人をうまく手厚く配置してやれるというような体制が取れば、それは1つ解決の方法ではありますけれども、そこに一時的に外部の力を借りるということによって日々適正なというか、より少ない職員で経常的な仕事を回していくというところもあるという面もある、そういったところもご理解をいただいた上で適切な、適当な範囲で外部の力をうまく活用しながら職員、住民の主体性でそういった計画づくりや様々なプロジェクトの推進がなされるという、そこを理想としていきたいなというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） ありがとうございます。ぜひそういうような形で進めていただきたいというふうに思います。

2点目に移ります。学校建設予算の増加に対する町の考え方ということで、中頓別学園の基本設計が進行中ですが、当初考えていた予算が増え続けています。当初は約30億円だったと思いますが、現在では45億円と言われてます。町としては今後まだ増加するとして限界をどの辺りに想定しているのか、これ以上は無理だという限界があるように思いますけれども、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 学校建設予算の増加に対する町の考え方についてご答弁を申し上げます。

中頓別学園の整備に関しましては、当初35億円程度の事業費を想定しておりましたが、人件費や資材の高騰などから直近の試算では45億円程度になることが見込まれております。この場合、国庫補助金や起債対象外経費を除いた32億円を起債として借り入れることとなり、償還期間を12年とした場合、元金の償還が始まれば単年度の償還額は1億円

程度となる見込みとなることから、この部分が実質的な負担増となるものであります。令和4年度一般会計の決算における実質収支は1億円を僅かに下回ったものの、直近5年間の実質収支の平均が1億5,000万円程度となっていることを鑑みますと、この範囲内ということが一つの目安になるのではというふうに考えています。また、財政の安定化を考慮しますと、この範囲の中でできるだけ単年度負担を軽減させていく必要もあるため、事業費が増大したりしたとしても償還期間を延長することも視野に入れ、単年度負担をできるだけ抑えながら、町の財政運営に支障を及ぼさないよう十分留意をしていく考えであります。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） それでは、もう一点だけ再質問させていただきます。

町としては今45億円ということなわけですがけれども、このぐらいが限界だというふうにまず考えられておられるのか、もしくはそれ以上増えていく場合に例えば計画の見直し等も視野に入っているのか伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 事業費に関しましては、基本設計を一応9月末ということで若干今も修正しながら作業を並行させているところはありますけれども、その時点、要は今年度の9月末時点での建設費を想定して45億円というふうに積算をしているところです。ただ、この間常に建設費の上昇が続いていて、実際の発注に関しては来年度の夏とかになっていくのかなということを想定すると、それまでの間に一定の値上がりも可能性としてあるということを考えております。では、どれぐらいなのかということなのですけれども、この9月末までの1年間の中で二十数%建設費が上がっているというふうに言われて、実際上がっているということでもあります。このペースでこれから来年の発注時期までにとということになると、さらに2割は上がるのかというような予測もできなくはないかなというふうに想定しています。ただ、この2割をそのままともに建設費に乗せるということにはならないということで、今さらに事業費の抑制の検討を詰めているということでもあります。

もともと45億円の試算をしたときも、それ以前の計画のままではもっと実際大きな事業費になりそうだったので、その段階でも面積を減らしたり、設計の内容なんかもかなり抑えて45億円というふうにしてきたのですけれども、この先のことを考えるとさらにということをやらなければいけないということで、今面積を削ったり、落とせるところをさらに落としてというようなことを考えてやっているところです。どの程度になるかというのは分かりませんが、この45億円に対して先ほど言ったようにVEというか、事業費を抑えるプランを練った上でも、これを1割超えない範囲ぐらいのところまでに抑制することで全体の事業費を調整していきたいなというふうに考えています。この先の状況としてはどうなるかまだ分かりませんが、この間続いてきた建設費の上昇が今後も続いたとしても、一定の範囲内で実施可能な事業費を模索していくというところで今最後

の詰めをしているというところであります。

○議長（星川三喜男君） 高橋さん。

○3番（高橋憲一君） ありがとうございます。この件に関しましてはほかの議員も質問を用意しておりますので、私はこの辺で質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（星川三喜男君） これで高橋さんの一般質問は終了しました。

議場の時計で11時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

引き続き、受付番号3番、議席番号1番、蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 受付番号3番、議席番号1番、蓮尾です。よろしくお伺いいたします。まず、1つ目に、中頓別町役場のDX推進の今後はということでお伺いいたします。

令和4年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、政府より将来のデジタル社会の実現に向けビジョンが示されているところですが、当町のDX推進の現在、今後についてお伺いします。例えば行政サービスにおいてDXにより利便性が向上したとあるとか、行政サービスの質が向上したというような実感は今のところ感じられません。今後デジタル技術やデジタルデータを活用して住民の利便性が向上する予定はあるのでしょうか。

また、役場組織内において人的ミスによる事案が大小問わず近年頻発しております。業務多忙であることや職員数の不足、職能スキル不足により人的ミスが起きても仕方ない一面もあることかと思えます。このような状況がある中、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図らなければならない局面にあると考えますが、今後についてどのようにお考えでしょうか。

行政組織として頼りがない、不便であるように映ってしまう現在の中頓別町役場の組織ですが、今から体制を整えるにも相当な時間や資源を投入する必要があることは容易に想定できます。DX推進を前面に掲げ、RPAの導入などを積極的に進め、町民の期待に沿えるよう適正な事務作業の実施を行うことも町民の信頼を得るために必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 蓮尾議員の中頓別町役場のDX推進の今後についてのご質問にお答えをしたいと思います。

総務省では、令和2年12月に閣議決定されましたデジタルガバメント実行計画を踏まえて、令和2年度末に自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、令和3年7月

に自治体D X推進手順書が地方自治体に提示されました。これを受けて令和3年11月に中頓別町デジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、令和4年2月10日の町議会で本計画の情報提供を行ってきているところであります。令和5年12月現在での本計画での進捗につきましては、国から示されていますマイナンバーカードの作成支援、マイナポータルを利用した行政手続26事務のほか、罹災証明書及び不在者投票用紙請求をスマートフォン等を利用して電子申請が可能となっております。また、基幹系17業務につきましても国の助言の下、令和7年度末の利用開始に向けてシステムの改修の事務を進めてきております。行政内部におきましては情報セキュリティーポリシーの見直しを図るとともに、全事務職員がテレワークを実施できる機器環境を整え、新型コロナ多発時に業務の継続ができるか実践を行ってきております。

住民に向けては、高速ネットワークの通信環境を整備し、中頓別町全域に高速ブロードバンドサービスが提供できる環境を整えました。また、さらなる申請書の電子化に向けて、まずは押印の廃止のため特例規則及び規程の整備を完了しているところであります。特に住民サービスにおけるD X化は既存の行政手続を前提とするのではなく、業務内容やプロセス等を根本的に見直すため、令和4年度から若手職員を中心にD X職員研修プロジェクトチームを立ち上げて、令和5年8月にD X職員研修アクションプランを策定、それに基づいて具体的なD X推進による住民サービス企画立案を当年度中にまとめる予定となっております。

今定例会で補正予算に計上しております保健センターの入退室管理システムの導入及び会議等における音声文字起こし機器の導入は、D X職員研修プロジェクトから提案されましたアイデアの一つであり、住民サービスの向上や事務の軽減につながるものと考えているところであります。令和6年度におきましてはローカルアプリの作成が可能となるシステムやチャットGPT、ペーパーレス化促進のためのスキャナーの導入を検討しており、さらなる住民サービスの利便性の向上、職員の事務の軽減を図りたいと考えております。また、AIを活用した業務の自動化につきましても地方自治体で利用できるシステムの検討を行っているところであり、今後に向けましてもD Xを取り入れて人的ミスや業務の軽減に向けた改革を積極的に取り組みたいというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） それでは、再質問をさせていただきます。

今後D Xを取り入れて積極的に取り組みたいとのこと、改革を積極的に取り組みたいとのこと、期待をしております。ただ、実はこのような答弁をいただくことはある程度予想がついておりました。といいますのも、総務省で提示されている実行計画を中心にD X推進を行っているのだろうなということが想像できていました。これは、実際私も一町民ですが、D X推進についてD X化されたことの利便性を一度も感じたことはありません。総務省より提示されている実行計画を中心にD X推進をしてD X化されたことの利便性は感じたことはありません。特に総務省が提示しているマイナンバーカードを利用した電子申

請等の事業は、本当に町民に対する行政サービスの利便性の向上につながっているのか疑問が持たれるところではないのかなと考えているところでございます。総務省から提示されていることを実施、実現していくことももちろん大切なかもしれませんが、当町には当町独自で抱える諸問題があります。それらについては行政としても存じているところかと思えます。DX化を進めると利便性の向上を感じるのかという部分でイコールにならないというところは、やはり総務省の提示している実行計画を中心にDX推進を行っているからではないのかなと思っております。

これに関連して、若手を中心としたDX研修が行われているとのことですが、若手に限らず全職員がDXに関わることでそれぞれが業務の中で考えている利便性の向上であったり、サービスの向上につながるようなことを考えていかなければならないのではないのかなと思っております。結構DX化は単純なことでもいいと思えます。例えばデジタルトランスフォーメーションの基本的な考え方にのっとって考えていくと、今ある国保病院の予約業務のオンライン化ですとか、今発行されている広報、本紙ではなく別紙のほうのPDF化によるウェブ上での掲示、デマンドバスの予約のオンライン化など、大きな予算、時間をかけずとも既にあるライン等のアプリを活用することでできるDX化はたくさんあり、そちらのほう町民は利便性が向上したと感ぜられるのではないのでしょうか。今すぐに実行可能なDX化を実施年度を待たずに各課で検討していただきたいと考えております。

再質問の最後ですが、旧来の紙ベースでの生活から住民はスマホなどを中心としたICTを利用した生活にさま変わりしているのは御存じかと思えます。今では高齢者もメッセージアプリやSNSなどを使いこなす時代です。以上のことについてご答弁をお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、DX化に関して町民の利便性としての実感が乏しいというところについてはご指摘のとおりのところがあるというふうに思っています。今DXの成果という以前の段階で行政のデジタル化、ガバメントクラウドという全国の自治体と同じシステムを使っていくように業務の標準化を図って統一化していくという作業に大きな労力も要するというような状況の中で、その移行に伴っても職員のリテラシー向上というか、そういったことにも取り組んでいかなければならない状況にあるというふうに考えています。全国的には先進的な事例、書かないで済む窓口申請が北見市発から今全国に広がっていたりとか、そういった様々な先行した事例もあるというふうに考えています。なかなかそれらとタイムリーというか、同時期に同じような展開をしていくというところは難しいところはありますけれども、そういったいい取組について町としても遅れないように取り入れていくというところが大事なところかというふうに思います。また、議員がおっしゃるように今すぐできるところから取り組むというところについてもさらにこのプロジェクトのメンバーのやる気を喚起して進めていければというふうに思います。

今の具体的なところについては担当課のほうから補足をさせていただきたいと思えます。

○議長（星川三喜男君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林嘉仁君） それでは、私のほうから今現在計画がどのように進んでいるかというところを若干お知らせしたいと思います。

まず、蓮尾議員の言うとおりの、総務省の言われていることだけを進めるということではなく、この計画については二面性を持っているというふうに思っています。まず、基本的に国から言われたものに関してしっかりとやっていかなければならない、それが1点と、もう一点は町独自でどういったものができるか、その二面性があるというふうに考えております。1つの国のほうからのものにつきましては、粛々と国の助言に基づいて進めていくという体制を取っております。2点目の町民がどういうふうにDX化を感じられるかというところを今若手職員を中心とした部分でDXの職員研修というところで企画を練っているというところであります。その部分でいきますと、2年間やらせていただきました今年最終年で、ある程度企画をまとめたいというふうに考えております。この中には町民アプリなどを活用した情報発信ということも考えられたり、例えば申請関係、それらを電子化したりとかといったことも出てきておまして、次年度の当初予算等でも計上したいというふうに考えているのですが、ローカルアプリを作れるようなシステムを導入して、次年度は何とかその方向に持っていきたいとか、そういう部分も今検討中というところであります。最終的にまとめをしていながら、議員の皆さんにも3月頃、定例会が終わった後の情報提供になろうかと思っておりますけれども、また改めてお知らせをしていきたいというふうに考えているのと、大変申し訳ありません。ホームページ等のほうに計画書等を載せていなかったということもございまして、その辺も町民の皆さんに周知するような努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 答弁いただきましたことについてですが、少し後手に回っているのかなという印象を抱いているところです。一番最初の質問の答弁でお答えいただいたとおり、職員の事務作業の軽減化につきましても、もちろん住民サービスについての向上もそうですが、事務作業の軽減化につきましてもしっかりと検討していただきたいと考えております。

そして、今ご答弁いただいたのですけれども、アプリを使ったサービスを提供する、もしくは申請業務等の簡素化ももちろん行政サービスが利便性向上をしたというふうに感じる部分もあるかと思いますが、ほかに行政サービスと触れ合う機会というのは、意外と町民って役場に来てサービスを受ける機会というのは少ないと思います。例えば毎日住民票を取りに来る人はいないと思うのです。月に1回取りに来る人もいないと思います。1年に1回取りに来るか来ないかだと思うのです。それに対してDX化されたことに対して利便性を感じるかという、いささか少し疑問も持たれるところでもあります。であれば、町がやっている事業、ほかの病院事業であったり、今進んでいるデマンドバスの事業であったり、常に町民が目を通し、身近に町の情報を仕入れるツールである広報のオンライン化

などをまず行っていくことが利便性の向上につながると考えられます。まず、町民と行政のつながりが一番深いところからDX化を推進していただきたいというふうに考えております。

最後に、世代交代が思うように進んでいない役場内の機構についてですけれども、過去の予算計画等から現在の状況は予測できるところだったのかなと思います。過去は変えられないというところも現実として受け入れなければならないのかなと思います。職員のスキル不足であるとか人材不足というのは今後も続くことが予想されることは否めないと思います。この厳しい職場環境に耐えられない職員も出てきているということも耳にすることもございます。定着率が悪いということも、広く見るとDX化ができていないということにもつながっているのかなと思います。これは一朝一夕に好転するとは考えづらいものですが、行政機構の将来を明るく展望し、住民サービスを豊かなものにするために必ず必要となるDX推進を全職員で、若手と言わず全職員で全力で取り組んでいただきたいと考えております。

以上、答弁をお願いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 今蓮尾議員がおっしゃったように、なかなか一朝一夕でいかない取組だというふうに思っています。先ほどの補足した答弁でも話をさせていただいていますけれども、まず今行政事務全体が変わろうとしています。標準化、統一化した事務に移行して、まずその1つの段階があって、さらにその中で職員が新しいシステムを使いこなしながらミスのない正確な事務をより早く、迅速にできる、そういう環境をつくっていく必要があるというふうに思います。職員がなかなか定着しない、育たないという環境というのは、これはうちに限らず今全ての市町村が抱えている大きな課題になっています。いずれにしても、職員の経験やスキルに依存しないで正確に迅速に仕事ができる、そういう仕組みを構築していくということは全体としての課題でもあり、本町としてもそこはしっかり取り組んでいかなければならないというふうに考えているところであります。職員が負荷を感じない、そういう業務環境を整えるということについて丁寧に取り組んでいきたいというふうに思います。あわせて、町民に向けてのDX化というところに関して、町民にとって身近に関わりの深いところから取り組むという考え方はおっしゃるとおりだというふうに思っています。そういったところも含めて今後の取組を掘り起こしていきながら、迅速に前に進めていくということに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 答弁は最後なので結構ですが、今町長がおっしゃっていただいたことが持続可能なまちづくりにつながると考えておりますので、確実にDX化の推進を行っていただきたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

次の質問のほうに移らせていただきます。長寿園の町営化の住民理解はというところで質問をさせていただきます。長寿園の町営化に関して、現在のところ長寿園とは関係の薄

い一部町民に対しての説明が不足しているように感じます。開かれた行政であるのであれば来年度は年間8,000万円程度と試算されている町費負担について広く公表し、幅広い町民から意見を募る必要があると思いますが、説明する予定なく事業が進んでいると言わざるを得ない状況があると考えております。福祉観点、雇用観点から町営化はやむを得ない面もあるかとは考えますが、一方でなぜ将来性のない事業に対し赤字負担を行政がしなくてはならないのかという意見もあります。町営にすることで将来持続可能な事業として継続していくために倒産による廃業の危機は脱するかもしれませんが、行政の負担が増加し、町の持続可能性について逆に不安を感じる町民がいることも事実です。人口減少による財政危機が確実に迫っていることは町民も理解をしているところです。学園構想や病院の改築など今後財政負担が増加することが見込まれる中のさらなる負担に不安を感じることは必然かとも思います。

高齢者福祉事業は安心できるまちづくりに欠かせないピースですが、この先の将来の本事業のビジョンに対して見通しが甘いように感じます。将来的に右肩上がりで増額が見込まれる人件費に対しどう対処するのか。人口が減少する中、高齢者の人口も減り、入所者が減少するであろう事態にはどう対処するのか。上がり続ける光熱費をはじめとした諸経費に対応できるのか。この先年を追うごとに町費負担がさらに増額されることはないのか。8,000万円以上に増額されることはないのか。増額が見込まれるのであればシミュレーションはされているのか。町費負担は町の財政を圧迫するほどではないのか。町民への説明機会についても含め、以上について答弁を求めます。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 長寿園の町営化の住民理解に関する質問にお答えしたいと思います。

町では、今後の人口減少を見据えた上で、最後まで安心して暮らしていただくため、無床診療所やみとりができる特養、在宅での医療と介護のサービス充実を柱とした持続可能な地域医療提供体制と地域包括ケアの一体的な見直しを進めているところであります。特別養護老人ホームは当町にとって必要不可欠と位置づけているところであり、社会福祉法人南宗谷福祉会による運営が困難となった状況で特別養護老人ホーム長寿園及び養護老人ホーム長寿園の両施設について町への移管以外の選択肢はないという判断に至りました。移管後においては、これまで見込まれていた赤字に対する町負担額を踏まえつつ、その改善を目指し経営の改革に取り組んでいく考えでおります。

こうした状況については、地域との懇談会でのテーマの一つとして取り上げ、参加者に説明をまいりました。現在病院も公立病院としての経営強化プランを策定中で、今後の医療と介護に係る改革の工程案の作成と財務に関するシミュレーションを行いたいと考えています。これらを改めて町民の皆様へ説明をさせていただき、ご意見を頂戴しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、町への移管以外の選択肢はないという判断に至ったというところですが、経過としてどのような経過があったのかというところがまず私も新人議員に見えていないところですが、例えばなのですけれども、高齢福祉サービスについてはもちろんご承知のとおり民間事業者が多数執り行っておりまして、全国的に見ても大手の介護福祉事業者が過疎地域の施設を運営し、サービスを向上し、施設が黒字化に至ったというケースもございます。まず、こういった事実のほうは御存じだったのかというところをお伺いしたいと思っております。

あと、地域との懇談会で取り上げてきたとのことなのですが、その懇談会に来た町民はどの程度、何名程度だったのかなというところは非常に重要なことだと思います。私が知り得る限りでは多くの町民はそこには参加しておりません。それを踏まえた上で町民に説明してきたと言うには少し無理があるのではないのでしょうか。しかも、本件は最初から町費負担が発生するというような案件であります。これは非常に重要な問題だと思うし、多くの町民が知っておかなければいけない事案だと思いますが、多くの町民は今の町の財務状況について正しく理解はできていない方がほとんどだということも承知していただきたいと思っております。その部分についてご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、長寿園をめぐるこれまでの経過でありますけれども、平成24年くらいから診療報酬改定等もあって施設の採算性について非常に厳しい、よって町に赤字負担の支援ということが要請されるようになってきたというふうに承知をしております。ただ、その当時から見ると、同じような規模の特別養護老人ホーム、法人で運営されているところは多くは其中で収支均衡を図って運営してきているというような状況であり、すぐ町がそれに対して赤字補填するということにはならないので、経営の改善を図ってほしいというようなことを長くやってきたということでもあります。実際に経営の分析などに対する支援も行って、新たな経営に関する改革に取り組む組織づくりなんか法人のほうでなしたりしながら進めてきて、なかなか改善策が見いだし得なかったということでもあります。一方で、町としてもこれらの運営に関して人材の提供、確保も含めて福祉関係の人材を輩出している専門学校であったりとか、道であったりとか、幾つかの法人なんかも状況を聞き取らせていただいたりしてきたという経緯があります。議員がおっしゃるように大手の介護事業所を運営する会社がやっている事例ももちろんありますし、道内でも札幌圏とかの法人が入って運営しているというようなところもあるというふうには認識をしています。ただ、ご承知のとおり介護の人材確保が大変困難な状況になっていて、都市部でも人材が確保できずに事業所を閉鎖せざるを得ないというような状況も生まれてきていると、さらに今後それが加速していくのではないかとというような状況になっていて、運営等に関しても札幌市の法人等に対して人の派遣とかも含めて運営協力のお願いに行ったこともありますが、なかなか札幌圏ですらそういった人材の確保は困難な

状況にあって難しいというようなお話もされてきた経緯もあるということでもあります。100%やり尽くしたかと言われると、まだまだできたことがあったのかもしれませんがけれども、今申し上げたような情報収集や直接お会いして依頼するというようなこともやってきたという経緯はあります。

そんな中、数度にわたって議会からも長寿園の問題については町営化をすべきではないかというようなお話をいただきました。私どもとしては法人が運営を続ける限り、それを応援するというスタンスでおりましたけれども、この春にもそういった議会のご意見があったことを法人のほうにもお伝えをして、その上で法人ももうこれ以上難しいという判断をされたので、町が移管するという形になりました。先ほど申し上げましたけれども、町としては地域医療提供体制と地域包括ケア、医療、介護、保健も含めて抜本的に見直しをしていかなければならないという構想を持って、今その具体的なプロセスに入ってるというところでもあります。特養については、規模の問題は別として、施設か、あるいは自宅かと、この町で最期を迎えられるようにというところを考えたときには残すべきものだという位置づけでなされていますので、これは町のほうで移管をした上で、ある意味医療、介護、人材も含めて一つの組織にまとまる形になるので、その中で抜本的な見直しが可能になるのかなというふうな判断に立っているというところでもあります。

あと、この件の本旨だと思いますけれども、この件がどれだけ住民の皆さんにご理解をいただいているのかということだというふうに思います。先ほど申し上げたように、構想としては何年かけてまとめ、その都度町民の皆様にも広報も含めて情報提供して、今進んでいる途上にあるという、そのことを前提とした上でもこの経過等について、あるいは今後の見通しについて丁寧に伝えていく必要があるというふうに思っています。懇談会で説明したからそれで十分という認識はもちろんありません。これからこれらの運営をどのようにしていくのかということをしっかり整理をした上で情報提供をして、また町民の皆さんにご議論いただくということを基本にしていきたいというふうに思っています。

当然これまでも町に移管したから新たに赤字補填が発生するというのではなくて、もう既に赤字を補填しなければ運営できない状況になっていて、運営主体が町であれ法人であれ、ここの運営がこのままであれば赤字が続くというような状況であることは変わらないというふうに認識しております。ただ、では町に移管して従前と変わらないままでいいのかというふうには考えていませんので、今後の改革の道筋を明確にした上で財政的な負担等についても的確に情報提供していきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） まず、本定例会においても本件について恐らく議決されるものとは思いますが、であれば早急にこの事業、長寿園の赤字額を減らすためのシミュレーションというのを早急に行って、次年度に入る前に早急に説明責任を果たしてください。厳しい言い方ではございますが、膨らみ続けていくであろう赤字を負担するのは最終的には町民です。本事業を組み立てる職員並びに町長は、本件の将来について見取ることなく

退任、退職されることが予想されるというか、仕方がないことだと思いますけれども、そういうふうにならざるを得ないところかと思えます。将来的に必要なピース、高齢福祉は必要なピースですけれども、お荷物となるような事業には決してしていただきたくないというふうに考えております。これは、まだ何も知らない町民にとっても確実に思っている部分であると思えます。町民理解が進まないまま本事業を次年度町営化することは本当に非常に危険ではないかなと思えます。過去に議会においても本事業に対して町営化に対してポジティブな質問が出ていることも承知しておりますが、実際に事業化し、町営化するということになる持続可能性のために非常に綿密なシミュレーションをしなければならない、行政としての仕事ではなくて比較的民間に寄ったような仕事をしなくてはならないということも肝に銘じて事業を進めていただきたいと思っております。ご答弁のほどお願いします。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 冒頭でも話をさせていただいていますけれども、町として地域医療の提供体制と地域包括ケアの一体的な見直しを進めていると、今その過程にあると。この本旨は、これからも人口減少は続いていく中で、とりわけあと数年もすればそもそも対象となる高齢者、特に後期高齢者の人口も減少していく局面に入っていくと、その中で将来にわたって持続していける医療と介護の仕組みに整えていかなければならないと、大前提がそこにあるということをもまず申し上げたいというふうに思います。例えばですけれども、平成19年から二十五、六年ぐらいまで病院の町の赤字、実質的な交付税措置を除いて一般財源から支出しなければいけなかった金額というのは1億円を超えた年もありますけれども、1億円を切っているわけです。少ないときは7,000万円ぐらい、多いときで1億2,000万円とかというような中で推移をしてきましたけれども、その後患者数の減少等もあって令和4年度でこれが2億円弱になり、今年度においては2億円を超える可能性もあるというように膨らんできています。あわせて、今年の春から町営化をしました在宅のデイサービス、訪問介護、これも平成19年から赤字になって、当時は1,600万円ぐらいから赤字補填が始まって、令和2年度では3,500万円ぐらいとかというふうが増えてきていて、両方、特養、養護の赤字補填も令和3年、4年度で5,000万円超というような形で増えてきているということでもあります。だから、これを先ほど申し上げたように医療、介護全体としておおむね1億円程度、あるいはそれ以下になるようにしていくことが将来にわたって持続可能なものとしてやっていけるということではないかというふうな前提を持っているということでもあります。そこまでの道筋、先ほど申し上げましたけれども、病院の改革プランなどについても検討しているところでありますので、蓮尾議員がおっしゃるように、できるだけ早急にこれらの将来見通しというものを示せるように努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 具体的に数字等も示していただきましたので、実行、実施できる

ようなシミュレーションのほうをお願いしたいと考えております。

時間も少なくなってきましたので、次の質問に入らせていただきます。学園構想アンケートの結果の意味するところということで質問させていただきます。アンケート回収の結果について1割程度の回収と報告がありましたが、どのように行政は捉えているのかお伺いします。事業に関心がないからアンケート回収が進まなかったのか、もしくは本事業について承知していて答えることはないという意味で回収が進まなかったのか。町内で過去に行政により実施されたアンケートについて、同様の回収方法で実施されたものと比較して回収率が低いとは考えられますが、行政としてはその原因の追求はできているのでしょうか。この回収率のアンケートの結果について、今後事業を進める上でここから得られたデータはエビデンスとして使用できるような母数になるのでしょうか。アンケートの結果を見ると、コメントとして半数程度比較的厳しい意見も見受けられるが、それらに対する見解や回答は行政から町民に対して丁寧な回答されるのでしょうか。

本事業に対し1割程度しかアンケート回収がないことは町政に対する無関心を象徴するものであり、議員としても責任を感じているところですが、このまま本事業を予定どおり工程表にのっとり進めるには事業費の大きさや規模を勘案すると難しい部分があるのではないかと考えられます。工程表を変更して住民周知を優先して、住民理解を進めることを大切にするため工程表の変更はできないのでしょうか。

以上についてお伺いします。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） 学園構想アンケートの結果の意味するところについてご答弁申し上げます。

人生100年の学びの拠点、中頓別学園づくりに関する町民アンケートについては、令和5年8月11日に広報と一緒に全戸配布を行い、8月31日を期限として回収したところです。682家庭に配布し、61件の回答を頂きました。回答方法につきましては、用紙での回答が38件、ウェブでの回答が23件でした。調査時期がお盆と重なったことや期間が短かったこともあり、決して多い回答ではありませんでしたが、その中では9割の方が知っているとお答えいただきました。徐々に町民の皆様へ建設計画が伝わっているのではないかと考えております。ほかにこれまで行ってきましたワークショップ、保護者アンケート、みんなで考える会議、全体協議会、教職員会議、「町長がおじゃまします」等において実質400名を超える皆様からのご意見もいただいております。これらの声を加味しながら現在実施計画を進めております。しかし、アンケートに回答すること自体にハードルが高かったり、まちづくりにどのように参加するのか戸惑っていた方もいらっしゃったかと思っております。今後も町民の皆様と定期的にコミュニケーションを図り、進捗状況や取組についてご理解いただけるようにしてまいります。

また、ソーシャルメディアを活用してリアルタイムで情報を提供し、プロジェクトや計画に関連するトピックについて町民の皆様向けのプログラムを今後も提供していきたいと

考えております。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 再質問させていただきます。

今いただいた答弁、まず私がお伺いしたことに対してほとんど回答していただいております。何となくのりくりにかわされたような形かなというような印象がございます。再度お伺いすることはございませんが、真っすぐに答えることができない現状は非常に憂慮されるべき事態であると考えます。真っすぐに答えることができないような現状であるというふうな逆に捉えることができってしまう状況というのはいかがでしょうかと思います。

あと、この程度の回収でポジティブな考え方をできるような状況ではないのではないかなと思います。徐々に町民に伝わっているというようなご答弁をいただきましたが、そう考えるのは少し安直ではないのかなと思っています。普通であれば、普通に考えれば逆に伝わっていないと捉えられるべき結果だと思います。これは普通だと思います。逆に伝わっていないと捉えられるべき結果だと思います。ポジティブに捉えるのはちょっと安直だと思います。

あと、答弁の中にあつた実質400名というような答弁なのですけれども、実質という言葉、いろいろ使われることはあると思うのですけれども、辞書を引くと本当という意味になるのですけれども、実質400名を超える皆様からご意見をいただいたとありますが、これは私が知り得る限りでは延べ人数なのです。つまり重複してこれらの協議会だったりワークショップに参加している人も含まれています。下手をすると説明する側に回っていた人間も人数としてカウントされております。これを実質400名と答弁いただくことは町民に対して非常に誤った情報を出していると考えられますので、実質ではなく本当の数字のほうをしっかりとお伝えいただきたいと思います。そして、実質400名という言い方について訂正のほうをしていただきたいと思います。

あと、まちづくりにどのように参加するのか戸惑っていた方もいらっしゃったと答弁がありました。まさにそれが多くの町民が本事業を理解していないということなのではないでしょうか。どのように参加するのか戸惑っていたというふうに教育長は認識されるということですが、それはイコールで本事業を理解していない人が多数いらっしゃるということになります。答弁いただいたこと、最初から最後までで答弁自体にそごを感じます。これは答弁の内容として情報を行政の都合のいいように捉え、町民に誤った情報を伝えてコントロールをしているように感じます。非常に危険なように感じます。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） 答弁の表現上の問題は訂正したいと思っております。実際の人数も1人、2人の単位まで正確ではありませんけれども、カウントはしておりますので、それは後ほど推進室のほうからお答えしたいと思っております。

今回アンケートを実施しましたが、あくまでも私たちが教育委員会として実施し

たのはご理解をいただくためのアンケート、その実態把握のためというふうに理解しております。それで、今回61名と少なかったのは事実ではありますが、この中で分析をしていくと厳しい意見のほとんどが財政に対する不安であります。財政に対する不安を表明された方も期待する施設の内容についてはかなり意見をいただいているのです。そういう意味で私たち教育委員会と町が今後進めていくのは財政的な不安をどんなふうに町民の方に理解していただいて、不安がないように新しい施設として取り組んでいこうかというところに重点を置きたいなと思っております。

これまでの同様のアンケートに対して比較しても少ないということなのですが、これまで町で行ったアンケートでこのようなワンイシューに関するアンケートというのはあまりなかったかというふうに思うのです。総合計画とか多くの世代の方に関わる課題についてのアンケートであって、教育というところ、具体的などころでの狙いを絞ったアンケートではなかったかと思えます。そういう意味であくまでもこの後町民が集えるような、子供と町民が集まってコミュニケーションの新たな場として、町のコミュニティーの核としての学校をつくるということで、財政の問題のところも併せてさらに理解が進むように丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○議長（星川三喜男君） 大島新しい学校づくり推進室長。

○新しい学校づくり推進室長（大島 朗君） 今の蓮尾議員からの400名という数について私のほうから説明申し上げたいと思います。

令和5年6月9日の説明の中でもお伝えをしています。重複するところがありますけれども、令和2年度までに検討準備会、令和3年度、ヒアリングワークショップと小中学生のワークショップ、それから令和4年度は町民説明会と設置協議会、5年度も引き続き行ってきたということでのトータルという、言葉で言いますと名簿を一人一人全て全部完璧にチェックをしているわけではありませんが、私が見る範囲でこの方たちは1人とカウントして、何度も出ていただいている方は1人とカウントをし、またPTAの会議等も含めてその話題の中でお伝えをした方たちの数が400名ということで捉えております。では、完璧に精査しているかということ、先ほど申し上げたとおり運営者側の中で数を拾っていった中での数ということで押さえていただければと思います。もちろん説明をしたから、それが全て理解をいただいているかということ、そうではないと思っておりますので、丁寧な説明と、それから月曜日の日、11日に町民の皆様へアンケートの結果と、それから補足説明資料、一番なかなかご理解していただけないところについて、質問事項があったところについて補足説明資料を作って配付をしたところでございます。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 時間もないので、質問が重複している後の議員にお任せしたいと思いますが、このような大型事業の失敗があった場合、責任の所在は誰になるのだろうかというところが町民は非常に最近不安に感じております。それは議会であるのか、現町長であるのか、担当の教育長であるのか、もしくは大島室長なのか。その辺りが説明されてい

ないのも町民の不安要素の一つであるというところも1つしっかり捉えておいてほしいと思います。最終的に事業だけ置き去りにされて負債だけ抱えてというような状況になった場合、誰が責任を取るのと、これはすごく町民が今思っている問題になっておりますので、こちらについてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） まず、今まで議論になっていた住民の理解というところについて少しだけ私のほうからも述べさせていただきたいというふうに思いますけれども、基本的には、最後の話に関わりますけれども、事業の大小にかかわらず、私町長という立場は町民の皆様からの付託、信託を受けて仕事をしている以上、この事業の正否に係る最大の責任は私にあるというふうに思っていますし、また併せてこの問題の議論を尽くしていただく中で、議会も一緒に町民から選ばれた皆さんとして深い議論をして結論を出さなければならないという立場にあるのだろうというふうに思っています。ただ、大事なのは本当にこの事業がどういうやり方が一番望ましいのかという、その結論に向かってしっかり議論していくことだというふうに思います。

それで、この数がどれだけかというところは人の評価によっていろいろあるかもしれませんが、これほど大きな事業をもちろんやったことはないのですけれども、また1つの事業に対してこれほど長く町民の皆さん、あるいは町民の代表する立場の皆さんの議論を重ねてきた事業はないというふうに私は思っています。そんな中で、この事業は確かに大きな事業ではあるけれども、小学校を小学校として、中学校を中学校として、町民センターは町民センターとして、給食センターを給食センターとしてそれぞれ持って維持していくということから考えると、1つの施設に、あえて縮充という言葉を使わせていただきますけれども、小さくまとめることで中身の充実を図るという、そういった理念を体現する施設の構想になっているというふうに思います。今回配付した資料の中でも教育委員会のほうで説明はされているというふうに思いますけれども、これらの施設を長く個別に維持していくよりも明らかにこういう一体化した施設を持つことの将来的な財政負担を軽減できる、そういう施設の構想になっているというふうに思います。とはいえ、最大限できるだけ多くの町民の皆さんに理解をしていただいて事業が進むということに腐心すべきだというふうに思いますので、最後までこの事業の内容を理解していただくための努力を続けていく必要があるというふうに思っています。

学校というのはその市町村にとって最も核になる、市町村が単位とする核になる施設であることは申し上げるまでもなくそうでありますし、その学校を単位とした地域、それをどういうふうにつくっていくかというのは地方自治の大きな役割だというふうに思っています。小規模なまちになっていけばなおさら核となる学校の意味、役割というのが大きいのではないかとこのように思っています。私自身、教育委員会が主にやっているとはいえ、最後の責任はもちろん私にあるという認識を持っています。その中で、私はこの事業に対して大変多くの町民の皆さんが期待をしていただいて楽しみにしているのではないかと

うふうに、直接ではありませんけれども、いろんなワークショップや会議を通しての記録なども拝見させていただく中で感じています。ぜひこの事業については、さらに検討を加えていくところはありますけれども、前向きに進めていかなければならないというふうに感じており、そこにおいてさらに議会の皆さんとも議論を重ねていければというふうに感じているということでもあります。

○議長（星川三喜男君） 蓮尾さん。

○1番（蓮尾純一君） 時間切れで申し訳ございません。今町長に答弁していただいたことをしっかり議事録に載っているよということを町民に伝えていくのも我々の仕事かなと思っています。私は決して小中学校、今回の学園構想について反対をしているわけではございません。ただ、丁寧さが欠けているというふうに随時申し上げているところでございます。丁寧に町民と一緒にこの事業をつくっていき、多くの町民が理解ができる、参加したいと感じるような事業にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（星川三喜男君） これで蓮尾さんの一般質問は終了しました。

議場の時計で1時まで昼食ということで休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り、引き続き会議を再開いたします。

一般質問を再開いたします。

受付番号4番、議席番号5番、宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 受付番号4番、議席番号5番、宮崎です。私は今回も2問事前に通告をさせていただきました。1問目は、相次ぐ不祥事への対応についてということで、町民の皆さんの不安解消のためにも今後の対策等をお伺いできればというふうに思います。よろしく願いいたします。

ここ最近中頓別町では不祥事の公表が相次ぎ、町行政は多くの町民に恥ずかしい思いをさせています。予算なき工事費については補正予算では否決となりましたが、先日の臨時会では専決処分として賛成多数により可決されました。しかし、今でもこのことを深刻に受け止めている町の声も多いことから、私も賛成はいたしませんでした。猛省し、小さな間違いも減らしていかなければ大きなミスがなくなることもないと意識を改めていただきたいというふうに思います。

町国保病院での一件に関してもその後の対応を問う声などもあると思いますが、たとえ個人的な感情によるものであったとしても公共施設内で発生したことに変わりはありません。町内公共施設等全体のトイレや更衣室などの点検、調査は行われたのか、盗聴、盗撮の機器などはないか、清掃のときなど定期的な点検等が行われていなければ安心して利用

することはできないと思いますが、この点についてはどのような状況でしょうか。

また、これは町が周知しなかったこともあり、あまり知られていないように思いますが、町国保病院では先日新型コロナウイルスによる2度目のクラスターが発生し、このときの院内感染によって介護医療院の入所者1名の尊い命が失われました。しかし、本町にとってコロナ死は、実は今回が初めてではないと思われます。昨年病院で発生した1度目のクラスターの際にも死者が確認されたとの趣旨の報告が一部に対してはあったかと思いますが、公表はできないとのことから私の一般質問の記述からも削除いたしました。まずはしっかりと町の声に耳を傾け、失った信頼の回復を行政全体で考えてみてはいかがでしょうか。

病院では、今でも面会などに対して町内で最も強い対応を取っていながら最悪の被害が起きていることについてはどのように分析されているのか。PCR検査機も導入されているのですから、院内の日々の感染確認や感染が確認された場合の患者、入所者の隔離、職員の即時自宅療養といった対策が徹底されているなら、面会制限の緩和やインフルエンザ等の予防接種、このような住民対応の日時拡大に応じていくこともできるのではないのでしょうか。これらの点について伺います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 宮崎議員の相次ぐ不祥事への対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず、町に関わる不祥事が相次いで発生したことに関し、改めて町民の皆様におわびを申し上げたいというふうに思います。深く反省し、再発防止に努めていかなければならないというふうに考えております。

令和5年11月27日開会の臨時会において4件の職員の懲戒処分の報告をさせていただきました。予算措置のない修繕工事を施工した件に関しましては、複数での予算確認を徹底することなどで誤りのない防止を図ることいたしました。職員の更衣室における盗撮に関しましては、許し難い犯罪行為であり、厳しい処分に対処させていただいているところであります。今後の業務においては、年々複雑化や事務処理のシステム化により職員個々での対応も増え、確認する内容が分かりにくい状況となってきておりますが、小さなミスを見逃さず適切に指導を行い、未然防止に努めてまいりたいというふうに考えています。

公共施設における盗撮を含めた防犯対策としましては、一斉点検のような対応はしておりませんが、日常の施錠管理や清掃を基本に取り組んでいきたいというふうに思います。これまででは主要な通学路のほかピンネシリ温泉、道の駅、そうや自然学校、農業体験交流施設に防犯カメラを設置しており、犯罪の抑止に努めております。その他の施設についても施設管理者による巡視や清掃時における点検を行い、不審物があった場合には適切に対処していきたいと思っております。また、住民の皆様が使用する施設のほとんどは職員も使用しておりますので、職員全体で日常的な点検を行い、安心して使用していただけるように

していきたいと思えます。

病院での新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年10月に続き今年10月に2回目となるクラスターが発生しました。最初は入院患者1名、このたびは介護医療院利用者1名の方がお亡くなりになられています。亡くなられた方に対しては哀悼の意を、ご家族には心からお悔やみを申し上げたいというふうに思えます。最初に亡くなられた方については感染症法上2類の取扱い下ではありましたが、ご家族の意向により公表は差し控えたところであります。

院内での感染対策は、5月に2類から5類へ位置づけが変更されておりますが、現在も2類と同様の感染対策を継続し、発生時には抗原検査での感染確認、陽性者の隔離等の対応を実施しています。5類への移行とともに社会経済活動が活発になる中でウイルスの侵入を完全に防ぐことは至難ではありますが、病棟及び医療院職員については朝の申し送り時の体調確認、必要時に自己検査できるよう抗原検査キットを配付するなど可能な限りの院内感染対策を行ってきているところであります。

面会制限については、介護医療院を併設し、体力や病状的に重症化リスクの高い方が多いため、当初は緩和しておりませんでした。ご家族から入院、あるいは入所をしたらずっと会えなくなるとの厳しいご意見が多くあり、感染状況等を勘案しながらではあります。個人用防護具の装着などの感染対策を行いリスクを軽減した上で、家族に限り事前に面会日を設定し、面会の一部緩和をしているところであります。

また、検査体制でもPCR検査と抗原検査の特性を踏まえ、状況に応じて両者を活用するなどの工夫を行っており、院内全体で早期の発見と感染拡大を防ぐ対策を講じているところであります。

予防接種等住民対応の日時拡大についても、感染症等発生状況を見ながら検討してまいりたいと思えます。直近では11月16日頃から高校生、小学生のインフルエンザ患者が急増したことなどから、休日でも職員を急遽配置し、発熱外来対応をしています。今後においても感染の状況を勘案しながら対応を検討していきたいというふうに考えています。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） ただいまのご答弁、全体的にといいますか、ここ最近の町内の出来事、特に行政内で発生した不祥事などにおいて町民の皆さんの信頼を失ってしまったということはもちろん、不安を与えてしまうような悲しい出来事に対しても町長はじめ町として重く受け止められておられるというようなことを改めて感じるような、そういった内容のご答弁であるというふうに感じました。

しばらくは様々な場面で今後も話題になることもあるのかなという予算措置されていなかった修繕工事ということに関しては、そういうことも起こり得るという今回の経験を踏まえた確認の徹底が図られるということになったと思えますので、こういった事業予算の取扱いはもちろん、ほかのことに関しても致命的なミスの再発防止ということに向けて、繰り返すにはなりませんが、小さな間違いも見逃さないというような取組についても今後も

継続して考えていっていただきたいというふうに思います。

また、今回場所としては町国保病院ということで発生した盗撮ということによる被害、これは不特定多数を狙ったものではないように思いますが、盗撮事件自体はニュースなどで目にする機会も多くて、中には学校などで起きている例もあり、やはり公共施設のトイレや更衣室等で発生していることが多いというふうに思います。この点、総点検ということではないが、町内の公共的な施設等における日常的な点検などによって不安を解消していくということになるかと思えます。この点についても不審な物などはないかの確認ということも意識していただけたらと思うところではありますが、今後もこういったことがないとは限らないというふうに思えますし、こういったことに対する町の対応としても、例えば被害者にとっては精神的苦痛などもはかり得ないものがあると思えますし、そういった被害に遭われた方に対しての手厚い対応ということもしっかり考えていっていただきたいというふうに思えますし、本件でいえば加害者である職員に対しては停職6か月ということで厳しい処置をされたということになるかと思えますが、当該元職員と、こうなっておりますが、処分後すぐに退職した形になるかと思えます。この点退職金の関係などはどのような状況になっているのか、実際に退職をするという際には病院や町としてはどういった対応を取られたのか、この辺に関してはもちろん答えられるところがあればということで構いません。いかがか。

また、町国保病院に関しては今回含め過去2度のクラスターにおいて、まずはお亡くなりになられた2名の方々のご冥福を心よりお祈りし、ご家族、ご親族の方々にも改めてお悔やみ申し上げます。病院のほうではもちろんできる限りの、ご答弁にもありますように感染対策を徹底されているということは分かりますし、そういう中でも今も影響が続いている新型コロナウイルスの感染、クラスターの発生ということは、そういった対策を取っているという中であっても完全に防げるものではないということも皆さんにお分かりいただけることだと思えます。ただ、ご答弁の中では直近のインフルエンザの感染が広がった状況への対応についてもお答えをいただいておりますが、コロナウイルスの感染拡大ということによってこんな小さな町でも命を失うということが決して人ごとではなく現実に行き始めているということ、それが本町の場合でいえば面会であるとか、そういった患者、入所者の方に関連した動きによるものではなくて、院内感染によって亡くなっているということも鑑みた上でのご家族などへの丁寧な対応が必要だと思えます。

加えて、コロナウイルス、非常に今でも厄介ではありますが、そういう中でも分かってきたこともたくさんあるという中で、例えば国保病院では今もそのような対応になっているのではないかなというふうに思うのですけれども、お亡くなりになられた方に透明のビニールをおかけするような対応、こういったことに関しても、他の医療機関ではもう感染力はないという判断でそういったことはせずに家族が触れられるようになってきているということであるとか、面会等に関する対応についてもお答えいただいておりますけれども、病院等国内の医療機関の状況としてはかなり面会であったり、家族の方などとのふだんの

コミュニケーションが緩和されてきている状況にあるかと思えます。都会の大病院などでも、それはそれで人の数も多いわけですから、リスクの高い面があるのではないかと思うようなところのほうがかえって緩和されてきているという現状があること、このことからはっきりと対策が取れていて濃厚接触者というようなことを避ければ、別室などで行われる面会によって感染を広げる可能性は限りなく低いという判断もあるように思いますし、ご答弁の中にある患者やご家族などの心身の健康等、または認知症の進行であるとか、こういったところに関わる状況の改善ということが重視されるようになってきているように思います。こういったことも含めた上で住民対応ということへのお考え、改めていかがお伺いできたらというふうに思います。

また、今時期的にインフルエンザの予防接種の需要というのが多い状況にあるかと思うのですが、対応が去年までと違うところがあるのか、実際に接種できるのは火曜日と木曜日の午後ということになるかと思えますが、電話などでの申込み自体も午後からでないと受けられないというのはどうしてなのだろうという疑問であるとか不便が感じられているようであります。そういうふうに変ったということであれば何か理由はあると思うのですが、この点についてもいかがか、ちょっと長々となりましたけれども、再度お伺いできたらと思えます。

○議長（星川三喜男君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） ただいまのご質問に回答いたします。

病院内の院内感染対策につきましては、答弁にも書いてあるとおり2類から5類へ変わって以降も2類相当の感染対策を行ってきております。面会につきましては、PPEの個人防護服を着用した上で、日程ですとか面会できる方を制限させていただいて面会等を緩和してきているところではあります。実際面会された場合にその方がコロナに感染していないという状況で入っていただいても、その後に発症となるとその2日前から感染能力があるので、面会することに当たってそこら辺のリスクを100%回避するということは難しいと思えますが、家族からのもう会えないのではという意見もかなりいただいていたので、病院として医師のほうと相談しまして、やれるところまではやって、その上で面会をしていただくという形で、一般開放まではしていないのですが、今後も継続して、ほかの地域での感染状況等も勘案しながら状況に応じて面会のほうは実施していきたいと思っております。

2つ目のインフルエンザのワクチン接種の関係なのですが、今回火曜、木曜の2日間の接種日という部分につきましては、コロナウイルスワクチンの秋接種と時期的にかぶっている部分もありまして、病院で個別接種をするに当たって場所ですとか診療日の合間を縫って実施していくという部分で火曜日の午後から休診という形を取らせていただきまして、そこにインフルエンザの新たな接種枠をつくっている形で、コロナウイルスのワクチンとインフルエンザの両方を対応するという部分で、曜日については両方対応するので、週に2日しか取られないという状況になっております。

また、申込みの部分につきましても、去年は病院の窓口でも予約は取っていたのですが、一時的に人が殺到してしまって予約する場所に人がごちゃごちゃ固まってしまって、感染対策として今年度電話での予約という部分に切り替えてはいます。それで、午後からという部分も感染症外来の患者の問合せが午前中にかなり多いので、インフルエンザ等の予約で電話回線が埋まってしまいますと、そこら辺の問合せができなくなるという部分も踏まえまして、午後からの電話での予約という部分に切り替えさせていただいているのですけれども、「町長がおじゃまします」の中でどうして午前からではないのかとか、そういういろんな意見もいただいているので、次年度に向けてスムーズに予約できるように再検討したいと思っております。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 一番最初にあった退職金の取扱いについては、今支給を差し止めてどうするかというところを検討しているということであります。

病院における十分な感染対策と、それから入院されている方、介護医療院を利用されている方とご家族それぞれの思いにもできるだけ応えるという、その両方を考えた中で、なかなか最適な答えが見つけないところでもありますけれども、できる限りの希望に添えるように今後も院内での状況を小まめに確認しながら、その辺の対応についてやってもらうようにしていきたいというふうに思います。ただ、介護医療院も、私も母が入院しているのですけれども、例えば誕生日のときとかに家族が会って、ケーキとか、そういうものも用意してくれたりとかして、そういう細やかな心配りもしながら今利用者の方に向き合ってくれたりというようなこともしているというような状況でもあります。早く感染状況が収まって、もっと安心して従前のように面会等ができるような状況になることが待たれますけれども、それまでの間いろいろ試行錯誤しながらということもありますけれども、できる最大限の対応を図っていくように今後も努めていきたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） それぞれの質問に対して真摯にお答えをいただいたかなというふうに思います。今の中でいうと後段の部分のものがインフルエンザの予防接種の受け付けに関するお答えというのはすごく分かりやすく興味深いところがあったなというふうに思うのですけれども、なかなかこれが多分浸透していないところが、住民の皆さんは、何でそうなっているのかということが分からなかったりということが、こういうことだけではなくていろいろあると思うのですけれども、町民の皆さんにとってのそういった素朴な疑問であるとか、今のようなそういった予防接種等のご案内であるとか、施設等の利用方法であるとかというようないろいろなことがあると思います。この町民の皆さんが疑問に思うようなことなどを、話がそれるところもあるかもしれませんが、町からのお知らせ等でお伝えしていくことというのは当然できるというふうに思うところで、私こういった点も含めて、せっかく各世帯に配備されている防災無線があるわけなので、もっと活用しないのはもったいないのではないかなというふうに思うところです。本当に大事なものは

何か災害があったときのためでありますから、このために防災無線がちゃんと機能しているかということの確認ということであれば毎日の夕方5時の音楽、「野ばら」という曲だったかなというふうに思うのですけれども、この曲がこのことに関して役立っているというふうに思うのですけれども、これがコロナ禍というときには毎日のように活用されている時期もあって、多くの町民の方々も興味を持って町からのお知らせに耳を傾けていただいていたのが、今でいうとほとんどの日でこの音楽以外にほかに放送されているお知らせなどが無いというのはちょっと寂しい気がするところであります。

この点なかなか、例えば広報紙などの紙面に目を通すお時間がないというような方も結構いらっしゃると思います。こういった方にも町のいろんなことを知っていただくであるとか、把握できるものでもあると思いますし、また例えば町民の方の取組とかがテレビで放送されますよとか、結構最近ありましたよね、放送されたことが。そういったお知らせであるとか、直近の広報を見ても思ったのですけれども、小学校の取組というのが道新の記事の取扱いの中に掲載されるということがお知らせとしてあるのだけれども、広報が届いたときにはその新聞は何日か前の新聞だったりするというようなことも、細かいところではありますけれども、こういったこともあったりするので、何かそういうことで少しでも町民の皆さんに防災無線なんかを活用してお知らせできること、また素朴な疑問にお答えできること、これ毎日ということでもなくても週に1回とかでもお知らせ等活用できることがあるのではないかなと思うのですけれども、この点について再度お伺いできたらというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 防災無線については、非常時、緊急時に機能するということが最も重要なところだというふうに考えています。コロナの感染が拡大していった時期については何度も放送するというような対応を取ってきています。今の運用が絶対ということでも一方ではないのかなというふうには思っています。ただ、ほかの町村の事例でもお知らせを頻回にやると一番大事なスイッチを切ってしまうとかというようなことがあって、それだけは避けなければいけないかなというのがあるので、そうならない範囲の運用について内部のほうで検討させたいというふうに思います。あわせて、どういう基準で運用していくのかということも改めて町民の皆さんにお知らせしておくことも大切かなというふうに思いましたので、その辺りも含めて周知をするように検討していくようにしたいというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今町長から防災無線の活用ということに対してもお答えをいただきました。今町長がおっしゃったように、うるさいという理由で音量を下げられるであるとか、電源を切られるであるとかということは一番避けなければいけないことだと思いますので、ここは一番気をつけなければいけないと思うのですけれども、うまく防災無線を活用していけば、自分には関係ないと思う人がいたとしても、もしその人にとってすごく

必要なニュースなどが一回でも何か聞けた場合には物すごく印象が変わったりもするかもしれないので、そういった発想も含めてぜひ適切な活用をしていけるように、この点についてもぜひ考えていっていただきたいなというふうに思います。

また、これは次の質問につながる部分でもあるかと思いますが、今後学校建設などにおける大きな支出ということが想定されていることにおいて、今お伺いしたような病院での面会のことであったり、住民の方が疑問に思うこと、これについてはすごく重要な理由が、密集を防ぐであるとか、午前中感染症のお電話を受ける必要があるであるとか、そういったこともありますし、こういったことをしっかりと、今お話しさせていただいたような伝えるということもそうですし、いつまでも面会を制限しているというわけにも恐らくいかないのだと思うのです。この点住民サービス、住民対応ということ、ほかでそういうことがあって、そういったことをおろそかにすることにはならないと思いますので、こういったことへの対応についてもしっかりと考えていっていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。この質問についてはここまでとさせていただきます。

2問目は、中頓別学園の建設費増大に歯止めをと題してアンケートの結果や建設費の見直しから今後のお考えについてお伺いできたらというふうに思います。設立に向けた取組が続けられている中頓別学園に関して、先日初めて実施された全町向けとされるアンケートの結果が取りまとめられました。全町約850戸に対して施設利用者などを除いた682世帯に配布され、回収されたのは僅かに61件で、回収率は8.9%にとどまることとなりました。町としてはこの数字を低いとは考えていないように感じますが、これまで低いものでも50%前後の回答はあるなど比較的高い回収率を誇ってきた中頓別町において、過去最大の公共施設建設という一大プロジェクトに対して、たとえ全て賛成的な意見であったとしても1割の回答も得られないというのは冷静な中頓別町民であれば異常事態以外の何物でもないと考えことは至極普通なことであり、行政はじめ一部の冷静さを欠いた考えが一人歩きしてきたことのあかしではないでしょうか。

僅か61世帯の大変貴重なご意見においても賛成的なご意見はさらに僅か20件ほど、残り40件ほどの約7割に及ぶ回答は反対的、否定的、見直しを求める声となっています。これは、やはり本町にとって非常識な45億円という建設費が大きな要因であると思われるのですが、初めて建設費が示された時点で既に35億円、そしてその建設費は今後60億円規模にまで達するのではないかという驚きの内容が一部町民の間では現実的な数字として語られているようであります。議会にも情報提供されていないことがなぜ広まっているのか。ただでさえ膨らんでいる建設費が60億円を超えても必要だと思ふ町民は果たして何人いるのか。60億円であれば人口1人当たり400万円の施設整備など、浮世離れしていると言えようがありません。どこにそんな建物があるのか。立派な施設が教育を充実させてくれるわけではありません。最低限の施設と工夫で充実した教育を実現することが最大の教育につながるとは思いますが、一体これまでの議論は何だったのでしょうか。

今回のアンケートでいただいたご意見等に対する今後の回答の中でも、本来全ての施設を別々に今後建て直すなどした場合60億円ほどの建設費が想定されることに対して、それが45億円であれば大きく節約されるように感じるかもしれませんが、これが本当であればそれはただのうそになってしまいます。計画の断行を思うなら足で稼いで意見をたくさん出していただく取組があってもよかったと思いますが、それもなかったことで露呈したのは町民の冷ややかな反応であり、それほど高額な施設を望んでいる人はほとんどいないということになると思われます。子供の数はこれからも間違いなく減少し、そこまでして町民センター機能を持たせなくても近い将来そこは必ず第2の町民センターになります。急ぐ理由があるとすれば中学校の校舎機能、これを中学校単独で維持するか小学校を小中学校とするかということだけにとどめるという英断が求められているのではないのでしょうか、伺います。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） 中頓別学園の建設費増大に歯止めをとというご質問に対してご答弁申し上げます。

人生100年の学びの拠点、中頓別学園づくりに関する町民アンケートについては貴重な61件の回答をいただきました。そのうち文章による提案、意見、疑問が38件、そのうち肯定意見が19件、提案や疑問意見が13件、否定意見が6件と整理しております。特に提案や疑問については別紙説明資料を作成し、全戸配布して町民の皆様にご理解をいただくよう進めているところです。さきの質問でも回答したとおり、アンケートのほかに実質400名を超える皆様からのご意見もいただいております。さらに今後ご理解をいただく努力を行い、プロジェクトに参加していただく機会をつくっていきたくと考えております。

中学校だけ現在の場所で建て替えた場合、工事費用3分の2程度に抑えられると思えますが、補助率が下がるため実際の町の負担は4分の1程度しか下がりません。一方、既存の小学校は築30年を経過して、現在も雨漏りがするなど大改修が必要であり、築45年となる町民センターも傷みがひどく、近い将来建て替えもしくは建て替えと同規模の費用が見込まれる大改修が必要な状況です。加えて給食センターも木造のため、耐用年数を大きく経過し、早急な建て替え等を検討しなければならない状況となっております。これらの事業を分けて行えば負担を長期に分散することはできますが、全体としては建設費が最新のデータで72億円程度になり、さらに維持管理コストも割高となることは避けられません。これからの学校は、主体的に考え、課題解決できる学びやグローバル教育、そしてICTの活用をさらに進め、子供たちが人生100年時代を生き抜く学びにシフトすることが求められています。町民の皆様と子供たちが共に学ぶ施設が将来のまちづくりにつながるものと考えております。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今教育長からお答えをいただきました部分のアンケートというこ

とについては、本年8月という段階において初めて実施されることとなった全町向けアンケートの集計結果ということについて、私の質問の内容では恐らく具体的な意見がなかったということであろう件数を差し引いていなかったところがありましたので、ご意見をいただいた件数の部分については今教育長がお答えをいただいたとおりに思うふうに思います。その上でアンケートにお答えいただけたのは682世帯のうち僅か61件、これは回収率8.9%ということで、先ほど蓮尾議員の質問の中で主にやり取りされていた部分になるかと思えます、このアンケートという部分。このまま計画を推進していくということであれば、なかなかこの結果を低いとは言いつらいというふうには思いますけれども、まずもって回収率が本町アンケート実施のこれまでの状況からして恐らく最低クラスの回収率になってしまったのではないかなというふうに思います。この点について、例えばそれぞれが個人的な立場を取った場合はこのことに関する見方は様々生まれるのではないかなというふうにも思いますが、少し客観的に見たつもりの私の印象としては、この結果は決して不思議なものではないのかもしれないというところではあります。

改めて今回のアンケートの結果を含めて感じるのは、これは先ほど教育長もおっしゃっていたかというふうに思うのですけれども、私自身もそうですけれども、中学校校舎の老朽化への対応が急がれているということ、これについて大規模な改修であるとか新設などによる新しい学校の必要性というところは全町でも一致するところなのだと。まさに新しい学校なんて必要ないというような意見は誰からも出されていないというふうに思いますので、ただこれも先ほど教育長が言われたかと思いますが、多いのは新たな施設の規模であったり、金額であったりというところで今推し進められようとしている内容に対しては見直しを求める声も多いということ、こういったことがはっきりしてきたのではないかなというふうに思うのです。

これ先ほどの蓮尾議員も聞かれていましたけれども、これまで実質400名というところは私のご答弁の中にも答えていただいておりますが、これまで実質400名と言われるここまで少なからず関わっていただいている町民の方々に対しても、このアンケートにしても、これも先ほど少しそういったお話があったかと思えますけれども、賛成、反対を問うようなことで実施しているわけではないですから、例えば賛成の意見が少ないではないか、見直しを求める声がこんなにあるではないかとか、どちらにしても非常に少ないご意見の数そのものにこだわる必要というはお互いがないというふうに思うところではありますけれども、あえて言わせていただければ今回の回収率の低さ、また偶然とは思えないほど少ないながらも意見の数が非常に拮抗していること、このことから新しい学校の必要性というところでは誰もが賛同するようなのだけれども、このまま際限なく金額が膨れ上がっていくような設計では多くの町民の方々に理解していただけないということが改めてうかがえたのではないかなと感じるところではありますけれども、行政としてはこういう見方はされていないのか。

加えて、先ほど蓮尾議員がおっしゃっていました実質400名というところ、実質40

0名というのは延べではなくて実数に近い内容になるかと思うのですけれども、先ほど大島室長からもそういったお話があったかと思えます。これは400名の方がみんな賛成的だというわけでもないし、関わり方も本当に違うと思うのです。同じ熱量でもないかもしれないし。だから、400名という数字そのものに物すごく意味があるわけではないと思うのですけれども、ただ見る人からしたら400名も関わっているのだと、4分の1、3分の1に迫るぐらいの、例えばアンケートの回収の61件を入れたら500に近づく。ただ、アンケートを出してくれた人はこの400人の中に全部収まっているかもしれない、そういう可能性もあったりであるとかするわけですが、直接的に関わることよりも、印象としてはアンケートのほうがハードルが低いように私は感じるのです。だから、ここまで400人の方が直接的に関わっていただいているという認識に対して実際にアンケートをやってみたら61件しか回答がないということ、これについても行政としてどう捉えておられるのか、これについても加えて何かお伺いできるのであればというふうに思います。

また、今伺った部分に関しては、これについては先ほどの高橋議員からの質問の主な内容でありました予算のボーダーラインということも重要になってくるというふうに思いますが、全ての施設を別々に整備した場合として、これもつい先日までは60億円規模というようなことだったと思うのですけれども、ご答弁にもあります。これが最新では72億円、これは皆さんのご家庭に配布されたアンケートに対するお答えの中にもこういうふうに最新の72億円ということであるわけですが、言い方は変ですが、元値みたいなものでさらに高騰しているというようなご答弁をいただいているわけですが、どうも最近になって町内でわかにかさやかれている一体で建てても60億円を超えてくるのではないかというお話、これがデマなのですか。また、ただでさえ高額過ぎる、実際目指したいところの45億円ということに対する、これは45億円でも高過ぎると言われているわけですから、これに対する印象を操作するような手法、こういったことが用いられているというようなことはないと思うのですけれども、そうやって大きなグラフを使って真の目的を進めやすくするというような手法は政治の世界でも多く使われてきているものだと思いますし、これが本当に60億円を超えて、それを町が押し進めるということが根も葉もないことだとしたら、そんなことにはなりませんよということをしっかりと訂正する必要もあると思いますので、この建設費の見通しという点も含めて改めて再度私からもお伺いできたらと思います。これは先ほど町長がおっしゃっていた今言われている45億円の1割増しまで、約50億円というところを町としては、これもいろいろここまで変わってきていますけれども、これを最終の限度額と定めるということで、予算ということに関しては町民の皆さんにそう理解していただいても構わないのかということ。これも含めて再度伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） ただいまの再質問に対してお答えしたいと思います。

まず、中学校を単独で建て替えたほうがというのは、もちろん建設費はそのとおり安くなると思います。ただ、現状を言いますと子供たちの状況が本当に変わってきていると。今学校の現場ではかつて教えるという指導だったのですけれども、今学校の中の文書でも指導するという言葉が本当に減ってきていて、勉強の面では学習するという子供側の表現に変わってきているのです。それで、子供たちがどんなふうに分たちで考えていくかというところを重視するような教育に変わってきているということで、かつて取締りを重視していた生徒指導なのですけれども、そういう形ではなくて子供の困り感に寄り添うという形に、つい今年度の文科省から出た文書でもそんなふうに変ってきています。それで、子供たちの気づきや子供自身の育ちを教師、それから大人が支援していくと、子供自体の成長を促していくような学校にするという意味で、もちろんICTの充実も必要ですし、そういうことを考えると一体化したほうが節約になるということで考えているところです。

それから、町内の状況を見ても分かると思いますけれども、学校が閉校になったところの地域というのは地域が衰退していくというのがこれまでどこのまちでも生まれている状況です。中頓別町もそうなのですけれども、高校がなくなると、高校がなくなったまちはどんどん衰退していくというふうに言われているところです。それで、この先も町民の皆さんをはじめ子供が減っていくのに、それに反していないかという状況に対する見立てもあるのですけれども、この後状況がさらに進んでいった場合、現在のところは子供の出生率はこここのところ下がっていませんので、見通しが持てるここ10年ぐらひは現状を少なくとも維持できるかなとは思っているのですけれども、何十年先子供が減ってきた場合に、道内ではあまり事例は聞いたことがないのですけれども、組合立という学校もあるのです。2つのまちで1つの学校を建てるということもあるのです。そういうふうにならないためにも私は学校をぜひ中頓別町に残しておいて、しかもまちづくりの拠点にもなるような形で位置づけていきたいなというふうに思っているところです。

それから、先ほど十分答え切れなかったのですけれども、工事の工程を見直してもっと町民の議論を深めてはということも宮崎議員にも関連してお話があるのですけれども、道に行き確認したら、この先10年建築費は下がることはないだろうと、上がることはあっても下がることはない。しかも、補助の関係で現時点で申請したもので補助金は2年、3年後、それに基づいて支出、国から出されるわけなのですけれども、仮にこの後建設費が上がりましたと、そしたらそのときの実勢に合わせて補助が出るわけではなくて、現時点の申請の補助で出ると。したがって、この先上がることはあっても下がることがないということを見ると、先延ばしするとさらに負担が増えるおそれがあるということがあって、工程表を見直すということを経ずに現時点で計画どおりというふうに考えているところです。ご指摘があったとおりに、町民の皆さんに十分いろんな意見についてアナウンスしているかということについては、それについては率直に反省する部分は反省して、さらに理解を賜るように工夫をしていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 最初に、建設費の考え方について、先ほど高橋議員の質問にもお答えしたのですが、期待としては建設費の上昇が緩和されてくれたらいいなというふうに思っています。長く続いてきた円安の基調もこれからの金融政策の中でどういうふうに動いていくのか、経済動向の中でも今結構在庫がさばけないとかというような状況で資材のストック化というのも進んでいるというような話も聞いています。これは建設関係にどの程度入っているのかは、そこは私も明確ではありませんけれども、そういった意味でこれほど急速に上昇してきた建設費のカーブがこの先緩和してくれることを期待はしたいというふうには思っています。ただ、とはいえ最悪これまでと同じような状況でも上がっていく可能性がある、そのことを前提にした上で、それでも実現可能なところということに落とし込んでいくということが今必要だろうというふうな認識を持っています。それで、端的に言うと45億円が54億円とかになってしまう可能性があるというところを踏まえて、これをもう少し抑え込もうということで、先ほど50億円弱と言いましたけれども、できれば45億円と50億円の間のところ、1割も上がらないぐらいのところ、仮に20%上がったとしても10%も上がらないぐらいのところ、今落とし込めないかということをやっている、いずれにしても50億円という数字を超えていくのは本当に厳しいというふうに思っています。誰よりも建築費が上がっているところに胃を病んでいるのは私だというふうに思っていて、当初の構想からここまで上がっていく現実については本当に苦しい思いをしていますけれども、目的とするところを大事に、かつ今我が町として取り組めるところを上限に、その折り返いをうまくつけるための努力を最後までやっていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 教育長と町長からも再度お答えをいただきまして、今後の建築費の見通しであるとか、なかなかやっぱりこの先長く下がるということは考えづらいというようなことであったり、そういったことも見越した今できることというところがあるということは、そういったことについては分かる部分はありますし、町民からしたら今言われている、例えば50億円という数字も現実的ではないところはあるのですけれども、逆に言えば本当に我々が言っているような中学校単独で維持するとか、こういったことも恐らく現実的ではないだろうと。先ほど教育長がおっしゃっていた今後の教育の変化というところでいくと、人数も少ないところでもありますし、また町民の皆さんと一緒に学んでいけるような施設というのは、これは理想としては中頓別町にとってはもしかしたら必要な施設かもしれないというところは、そういうふうな思う気持ちは私ももちろんあります。ただ、今回、私今これが最後になりますけれども、先に2名の議員が中頓別学園に関する質問をされておりました。なので、私もこの後聞くとところは現状ではあまりないのですけれども、少し変わってきた部分がありますので、そこをそれぞれ持ち帰って整理するなりということがまた必要になってくると思うのですけれども、中頓別町議会、ここも少ない、議員8名という中で、そのうちの3名が同じことに対して一般質問をするというのは、過

去にもあるのはありました。ただ、内容としてはすごくここは重大なことであります。また、議員の数もそうですけれども、それだけ町民の皆さんの数としても問題視しているであるとか、すごく不安に思ったり、心配しているということの表れでもあるというふうに思います。

建設費としては当初これを限度とするということであったかと思うのですけれども、35億円、これは今回の高橋議員の質問にもそう答えていらっしゃいます。これでも多くの町民の方々にとっては正直受入れ難いものだったというふうに思いますが、それが45億円ということになり、さらに波紋が広がった状況になっているということは認めざるを得ないところがあると思うのですけれども、これが今後、今町長からもお答えがありました、この45億円をも超えて、とうとう50億円という額が現実的になってきたのかというところで、町民の皆さんも学校ということだけではなくて自分たちも利用することになる施設というのはもちろん分かっているのです。でありながらも多くの方が一番心配されているのは建設費の部分だと思えます。多くの町民の方々に理解をしていただける学校づくりをということを議会の総意としてもこれまでも何度も求めてまいりました。そういったことを踏まえた上でも恐らく今後、今町長もおっしゃいました、もしかしたら54億円というような額になってしまうかもしれないところを50億円というような範囲で抑えるというお答えはいただきましたけれども、町民の皆さんにそれを理解してもらいたいというところ、ただ町民の皆さんはどっちかといったら、どれぐらいの方の割合があるか分かりませんが、ちょっと高過ぎるということを思っているわけです。だから、それ以上大きく削減するということには町としては恐らくなかなか考えることは難しいのだというふうに思います。そこが一般の町民の方々との隔たりがあるというところだと思えます。

今後の50億円という予算になってくる予算の判断をあとは議会に委ねるということであれば、これは本町にとって、もともとそうなのですけれども、本当に重大な局面であると思われまして、今後においてもより慎重な判断にならざるを得ないのではないかとこのようにも思いますので、議会として本件をどう扱っていくのかということに関するより具体的な協議の場なども必要になってくるのではないかと思います。これはぜひ町側においてもいま一度このような状況で推し進めていくことが本当に適切なのか、子供たちから高齢者の方々まで本当に町民の皆さんが求めているより有意義な教育施設の整備、望まれる公共施設の在り方というところをぜひ、ぜひというか、共に目指していくということが求められているのではないかなと思うのですけれども、この点だけもう一度お答えをいただけたらというふうに思います。

○議長（星川三喜男君） 教育長。

○教育長（相座 豊君） 「町長がおじゃまします」でもお話しして町民の方からもご意見をいただきましたけれども、宮崎議員がおっしゃるとおり施設としてはすばらしいと。ただし、財政状況が豊かな町だったらもろ手を挙げて賛成するけれども、うちの町でどうなのだというところがやっぱり何件かお話がありました。私もそこは同感です。なので、

それに見合った新しい町民の動きがつかれるような施設として考えていくと、内容的にはそういうふうを考えていますけれども、ご心配されている財政的な負担のところが歯止めがかかるように、それは議員の皆さんや町民へのアナウンスも含めて理解いただけるように今後も進めていきたいと思えます。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） すみません。時間になりましたので、今回はこの辺で終了とさせていただきますと思いますが、今町長、教育長、お二人からお答えをいただいた中で、ご答弁からしても回が重なるごとによって変わっていく予算の部分であったりとかというところがあると思えますので、今回初めて聞いたようなこともありますから、こういったことをまた、先ほども申し上げましたけれども、お互いに、議員個々もそうですし、議会全体としてもそうですし、行政としてもさらに整理をしていきながらよりよいものを目指していけたらというふうに思えますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

私の一般質問は以上です。

○議長（星川三喜男君） これで宮崎さんの一般質問は終了しました。

以上で一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時03分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

議場の時計で2時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第60号

○議長（星川三喜男君） 日程第7、議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、永田総務課総務・行革担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長（永田 剛君） 議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを説明申し上げます。

議案1ページをお開き願います。議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

それでは、提案理由をご説明申し上げます。議案5ページをお開き願います。地方自治法の一部改正により、第243条の2、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責及び第243条の2の2、職員の賠償責任がそれぞれ第243条の2の7及び第243条の2の8に改正されることに伴い、条ずれが生じるため、関係する当該条文を引用する条例について必要な整備を行うものです。

次に、変更の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案3ページをお開きください。第1条改正は、中頓別町監査委員条例に関する改正であります。第3条第1項中で引用する第243条の2の部分を第243条の2の7とするものです。

続きまして、議案4ページをお開きください。第2条改正は、中頓別町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例に関する改正であり、第1条第1項中で引用する第243条の2の部分を第243条の2の7とするものです。

改め文をご説明申し上げます。議案2ページをお開きください。第1条及び第2条の改正につきましては、新旧対照表で説明のとおりです。

附則としまして、令和6年4月1日からの施行としております。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号

○議長（星川三喜男君） 日程第8、議案第61号 中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第61号 中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例の制定について、相馬保健福祉課保健担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課保健担当課長。

○保健福祉課保健担当課長（相馬正志君） 中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例の制定についてをご説明いたします。

議案6ページをお開き願います。議案第61号 中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例の制定について。

中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案9ページをお開き願います。制定の要旨でございます。令和6年1月1日より町職員として中頓別町立歯科診療所にて歯科医師を採用することから、歯科医師の給与を定めるものであります。

議案7ページをお開き願います。読み上げての説明といたします。第1条、目的、中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与については、この条例の定めるところによる。

第2条、給料、歯科医師の給料額は、別表のとおりとする。

第2項、歯科医師の昇給は、現に受けている号俸を受けることになった日から起算して1年を経過した日の属する月の初日に行う。

第3項、前項の規定による歯科医師の昇給の号俸数は、1号俸昇給する。

第3条、手当、歯科医師には、扶養手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当を支給する。

第2項、前項に規定する手当の支給額は、職員給与条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の規定の例による。

第4条、給与の支給方法、歯科医師の給与の支給方法は、給与条例及び特勤手当条例の適用を受ける職員の例による。

附則、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第61号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号 中頓別町立歯科診療所の歯科医師の給与に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号

○議長(星川三喜男君) 日程第9、議案第62号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第62号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課総務・行革担当課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長(永田 剛君) 議案第62号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案10ページをお開き願います。議案第62号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

改正の要旨をご説明申し上げます。議案13ページをお開きください。改正の要旨、町職員として採用する中頓別町立歯科診療所の歯科医師に対する医務手当の規定を特殊勤務手当に追加するものです。

次に、改正の内容を新旧対照表でご説明申し上げます。議案12ページをお開き願います。第17条第2項に歯科医師に対する医務手当の支給を10万円から30万円の範囲として規定するものです。

改め文をご説明申し上げます。議案11ページをお開き願います。附則としまして、公布の日からの施行とするものです。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(星川三喜男君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第62号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、議案第63号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第63号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、永田総務課総務・行革担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 永田総務課総務・行革担当課長。

○総務課総務・行革担当課長（永田 剛君） 議案第63号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。

議案の14ページをお開き願います。議案第63号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案18ページをお開き願います。改正の要旨、勤勉手当の支給について、フルタイム会計年度任用職員については法律上は支給が可能となっていたものの、総務省からは支給しないことを基本とする旨の助言がなされておりました。この点について、令和6年度より条件を満たすパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となることに合わせて原則支給しない取扱いとされていたフルタイム会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するよう運用が変更となります。このため、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することができるよう勤勉手当に関する規定を追加する必要があることから、改正をするものです。

次に、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案16ページをお開き願います。第2条の会計年度任用職員の給与では、手当に勤勉手当を追加。

第13条のフルタイム会計年度任用職員の期末手当の次に第13条の2としてフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当を規定するもので、第1項では職員の勤勉手当の支給を準用、第2項では第13条の会計年度任用職員の期末手当の支給範囲のみなし規定を準用することを規定。

第23条第1項では、期末手当支給から除外する者の規則での定める旨の規定を次条の勤勉手当にも適用することを規定。また、次年度をまたいでフルタイムからパートタイム、またはその逆の異動があり得ることから、パートタイム会計年度任用職員としての在職期間とした限定的な言い回しを削除しました。

第23条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の次に第23条の2としてパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を規定するもので、第1項では支給対象の規定であり、6か月以上の任期及び条件を満たすパートタイム会計年度任用職員としており、条件は規則運用にて規定をしておりますが、職員の勤務時間の4分の3を超える勤務を行う者としております。第2項では勤勉手当の額を、第3項では前条の期末手当と同様に在職期間におけるのみなし規定である第2項及び第3項を準用する規定といたしました。

議案15ページをお開き願います。この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第63号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 中頓別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号

○議長（星川三喜男君） 続きまして、日程第11、議案第64号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第64号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、石川総務課住民担当課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課住民担当課長。

○総務課住民担当課長（石川章人君） よろしくお願いたします。私のほうからは議案第64号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

19ページをお開き願います。議案第64号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

まず、改正の要旨をご説明申し上げます。31ページをお開き願います。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、それに伴う中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。1、住民税、森林環境税を含みます。法律改正に伴い、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化を行うものであり、また森林環境税の導入に伴い賦課徴収の方法や特別徴収、普通徴収の規定の追加、新設を行うものであります。

今回の住民税均等割部分についての改正は、要旨内の表に記載されているとおり、東日本大震災復興基本法に基づき平成26年度から10年間、道民税、町民税それぞれ500円が引上げされていたものであり、令和6年度課税からは森林環境税の導入により国税として1,000円が賦課されることとなります。個人の均等割賦課額に変更はありませんが、賦課徴収は各市町村が行うこととなり、道を経由して国へ納付、森林環境譲与税として市町村へ交付され、森林整備などの財源に充当されることとなります。

2、軽自動車税、法律改正に伴い、自動車メーカーによる環境性能の試験不正に対し生じた納付不足額を納税義務者ではなく当該不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定を設けるものであり、徴収する際に不足納付額に対して加算する割合を引き上げ、再発抑止を強化するため今回改正を行うものであります。

議案32ページは、改正の概要が記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案23ページをお開き願います。第34条の9第2項では、所得割額からの配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関わる規定について、令和6年1月1日より森林環境税法及び同法施行令により地方税法及び法施行令が改正されたことに伴う規定の整備を行ったものであります。

同ページ下段となります。第36条の3の2第2項については、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年に提出した申告書と異動がない場合、記載の簡素化が図られ、当該申告書に記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した申告書を提出することが

法規定に合わせ新設するものであります。また、新設に合わせて以下第3項から第6項にわたり項ずれを反映させております。

議案25ページ中段となります。第38条第1項では地方税法及び法施行令が改正されたことに伴う文言整理、同条第3項では森林環境税の個人の町民税均等割を賦課徴収する規定を新設しております。

議案25ページ下段となります。第41条では、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人町民税との合算額を追加する改正等を行ったものであります。

議案26ページとなります。第44条では、森林環境税の導入に伴い、個人町民税について特別徴収の方法により徴収する給与所得に関わる所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正を行い、以下の条文については改正を伴う文言の整備を行ったものであります。

議案28ページ下段となります。第47条第1項では改正に伴う文言の整備を行い、議案29ページ中段、第2項では、退職などにより特別徴収がされなくなった場合、普通徴収への繰入れが行われますが、既に納入済みの税額が変更された特別徴収税額を超える場合には、その超過額を納税者に直接還付しなければならず、未納の徴収額がある場合には充当することができます。国税である森林環境税が導入され町が賦課徴収することに伴い、個人町民税及び森林環境税に係る過誤納金については、還付を受けるべき者が当該市町村に対し法第17条の2の2により未納徴収金等に納付、納入することを委託したものとみなされる規定の改正を行ったものであります。

議案29ページ下段から議案30ページとなります。附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項では、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げ、再発抑制を強化するために法律改正に伴い規定の改正を行ったものであります。

議案21ページをお開き願います。附則では、施行期日となります。第1条第1号は令和6年1月1日から、第2号については令和7年1月1日からの施行としております。

第2条では町民税の経過措置、第3条では軽自動車税に関する経過措置を規定しております。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第64号を採決

します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号

○議長(星川三喜男君) 日程第12、議案第65号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第65号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、工藤自動車学校長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 工藤自動車学校長。

○自動車学校長(工藤正勝君) 議案第65号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案33ページをお開き願います。議案第65号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案37ページ、改正の要旨でございます。本年3月まで新型コロナウイルス感染症の影響から宿泊施設としては宿泊料金を低く設定し、宿泊者確保のため対応していましたが、今年度に入り料金が値上がりしている状況であることから、入校生の負担を軽減し、入校生数を確保することを目的に助成額を改正するものでございます。また、文言及び人数を現状に即した内容に改めるものでございます。

これまで単価契約をして委託料で支払いをしていた旅行会社から1泊単価が倍以上になるということもあり、倍の料金で改正するのではなく、一般的なグレードの施設で大型車両が止められる駐車場があったり、6か月前から予約可能であり利便性のよい宿泊施設に直接申込みをすることで料金を抑えて進めていきたいというふうに考えております。今後においても人件費、物価高騰により宿泊料金が上がることが想定されますが、当初予算60名を見込んでいる中、今の予算で50名程度を確保できるということで考えてございます。適切な宿泊施設の選考に努めてまいりたいと思っております。

35ページ、新旧対照表にてご説明いたします。第6条第1項、教職員組織、改正前、校長補佐1名を改正後、校長補佐2名以内とし、公安委員会からの緊急連絡、スムーズに教習を実施するため改正するものでございます。

表の下段、第14条、授業料等の減免及び助成、第3項、36ページをお開きください。第3号、助成できる金額は、改正前、5,000円以内を改正後、1万円を上限として実費分を助成することに改正。

第15条、表題及び第1項の改正前、入校申込料を改正後、入校料に、第2項、申込料を入校料に改めるものでございます。

議案34ページ中段、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、ご説明いたしました。ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第65号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号 中頓別町立自動車学校運営に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号

○議長（星川三喜男君） 日程第13、議案第66号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第66号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、土屋保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋順一君） それでは、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案38ページをお開き願います。議案第66号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年12月13日提出、中頓別町長。

議案44ページをお開き願います。改正の要旨を御覧ください。令和4年4月より、国による未就学児の均等割保険料の軽減制度を導入しているところ、国会での附帯決議を踏

まえ、さらなる子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料を免除する措置を新たに設けたことを受け、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正前と改正後の比較表を下段にお示ししておりますが、改正前、中頓別町国民健康保険税条例第2条第2項で未就学児のいる世帯における均等割保険税の軽減を規定しておりますが、改正後は第3項に産前産後の出産被保険者に係る均等割及び所得割保険税の軽減の規定を追加するものでございます。

条例の改正内容については新旧対照表によりご説明いたします。議案41ページをお開き願います。第2条中、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加えるもので、第3項で国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額としており、第1号では国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額について、当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月の前月から出産予定日の翌々月までの期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額、第2号では国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、第3号では国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額について、第4号では国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について、第5号では国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額について、第6号では国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額についてそれぞれ規定しております。

40ページに戻りまして、附則として、施行期日、第1条、この条例は、令和6年1月1日から施行する。

適用区分、第2条、この条例による改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第66号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

議案審議の途中ですが、本日はこれにて延会し、残りの事件につきましては明日12月14日午前10時から会議を再開して審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会し、明日12月14日午前10時から会議を再開し、議案第67号から審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（星川三喜男君） 本日はこれをもって延会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時53分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員